

# 1 開示請求の件数等

(単位:件)

行政機関名	新たに受け付けた件数						前年度からの 持ち越し件数	移送を受けた 件数	計 (処理すべき事案)
	場所別		方法別						
	本省庁	その他	来所	郵送	オンライン				
内閣官房(注1)	30	30	0	9	21	0	10	1	41
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	21	21	0	3	12	6	1	0	22
人事院	1,549	1,549	0	83	173	1,293	68	0	1,617
内閣府	277	154	123	158	119	0	20	0	297
宮内庁	152	152	0	30	42	80	26	0	178
公正取引委員会	18	17	1	2	14	2	2	0	20
国家公安委員会	1	1	0	0	1	0	1	0	2
警察庁	168	159	9	102	66	0	22	5	195
金融庁	59	59	0	22	33	4	18	69	146
総務省	1,600	1,553	47	1,197	352	51	40	0	1,640
公害等調整委員会	1	1	0	0	1	0	0	0	1
消防庁	1	1	0	0	1	0	0	2	3
法務省	22,115	431	21,684	6,411	15,670	34	620	0	22,735
公安審査委員会	1	1	0	0	1	0	0	0	1
公安調査庁	24	13	11	9	14	1	0	0	24
検察庁(注2)	268	46	222	77	191	0	8	0	276
外務省	807	807	0	381	426	0	881	2	1,690
財務省	487	65	422	241	243	3	54	2	543
国税庁	3,156	133	3,023	990	2,135	31	131	0	3,287
文部科学省	2,877	2,877	0	1,871	1,006	0	96	0	2,973
文化庁	139	139	0	99	40	0	0	0	139
厚生労働省	6,007	4,752	1,255	1,104	4,762	141	337	2	6,346
中央労働委員会	1	0	1	0	1	0	0	0	1
社会保険庁	8,706	77	8,629	1,994	6,710	2	110	0	8,816
農林水産省	442	240	202	119	316	7	10	0	452
林野庁	1,373	23	1,350	205	1,128	40	59	0	1,432
水産庁	37	37	0	13	24	0	0	0	37
経済産業省	274	81	193	87	182	5	21	0	295
資源エネルギー庁	238	212	26	103	135	0	39	0	277
特許庁	235	235	0	166	69	0	11	1	247
中小企業庁	2	2	0	1	1	0	0	0	2
国土交通省	8,082	533	7,549	2,386	5,270	426	249	5	8,336
船員労働委員会	1	1	0	0	1	0	0	0	1
気象庁	20	9	11	11	9	0	0	0	20
海上保安庁	49	14	35	13	36	0	3	0	52
海難審判庁	10	10	0	0	10	0	0	0	10
環境省	119	113	6	52	61	6	8	1	128
防衛省	1,716	1,455	261	692	1,020	4	118	0	1,834
会計検査院	26	26	0	10	11	5	14	17	57
計	61,089	16,029	45,060	18,641	40,307	2,141	2,977	107	64,173

(注) 1 「内閣官房」には、内閣官房において事務を処理することとされている安全保障会議、高度通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部及び総合海洋政策本部に係るものを含む。以下同じ。

2 「検察庁」は、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁分の合計であり、最高検察庁、東京高等検察庁及び東京地方検察庁で受け付けたものを「本省庁受」とし、その他で受け付けたものを「その他受」とした。以下同じ。

3 「防衛省」には、旧防衛施設庁(平成19年9月1日廃止)に係るものを含む。以下同じ。

## 2 開示請求事案の処理状況

(単位:件)

行政機関名	処理すべき事案	開示決定等がされた事案	取下げ事案	全部を移送した事案	処理中の事案 (次年度に持ち越し)	
						うち期限を超過したもの
内閣官房	41	39	0	0	2	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	22	18	0	4	0	0
人事院	1,617	1,388	62	0	167	0
内閣府	297	234	32	0	31	1
宮内庁	178	139	21	0	18	0
公正取引委員会	20	16	0	0	4	0
国家公安委員会	2	2	0	0	0	0
警察庁	195	178	1	0	16	0
金融庁	146	134	5	0	7	0
総務省	1,640	1,540	4	0	96	0
公害等調整委員会	1	1	0	0	0	0
消防庁	3	1	2	0	0	0
法務省	22,735	21,561	209	0	965	0
公安審査委員会	1	1	0	0	0	0
公安調査庁	24	14	0	0	10	0
検察庁	276	235	1	0	40	0
外務省	1,690	1,079	38	0	573	191
財務省	543	435	11	64	33	0
国税庁	3,287	2,631	23	0	633	0
文部科学省	2,973	2,965	1	1	6	0
文化庁	139	107	0	0	32	0
厚生労働省	6,346	4,873	1,068	4	401	0
中央労働委員会	1	1	0	0	0	0
社会保険庁	8,816	8,645	31	0	140	0
農林水産省	452	399	0	0	53	0
林野庁	1,432	1,428	0	0	4	0
水産庁	37	23	1	1	12	0
経済産業省	295	228	3	0	64	0
資源エネルギー庁	277	224	6	0	47	0
特許庁	247	235	0	0	12	1
中小企業庁	2	2	0	0	0	0
国土交通省	8,336	7,365	321	21	629	0
船員労働委員会	1	1	0	0	0	0
気象庁	20	15	1	0	4	0
海上保安庁	52	44	0	0	8	0
海難審判庁	10	8	1	0	1	0
環境省	128	99	27	0	2	0
防衛省	1,834	1,436	140	0	258	0
会計検査院	57	39	0	4	14	0
計	64,173	57,783	2,009	99	4,282	193

### 3 開示決定等の件数

(単位:件)

行政機関名	開示決定等の件数				
		全部を開示	一部を開示	うち 公益裁量開示	不開示
内閣官房	39	13	16	0	10
行政改革推進本部	0	0	0	0	0
内閣法制局	18	13	0	0	5
人事院	1,321	1,318	2	0	1
内閣府	220	128	74	0	18
宮内庁	188	81	95	0	12
公正取引委員会	16	7	3	0	6
国家公安委員会	2	0	0	0	2
警察庁	178	88	70	0	20
金融庁	134	27	75	1	32
総務省	1,717	1,083	572	0	62
公害等調整委員会	1	1	0	0	0
消防庁	1	1	0	0	0
法務省	17,202	3,241	13,488	0	473
公安審査委員会	1	1	0	0	0
公安調査庁	6	3	2	0	1
検察庁	123	24	57	0	42
外務省	1,419	422	825	0	172
財務省	484	164	191	0	129
国税庁	2,743	748	1,819	0	176
文部科学省	348	62	259	0	27
文化庁	47	10	31	0	6
厚生労働省	4,873	741	3,839	0	293
中央労働委員会	1	1	0	0	0
社会保険庁	8,480	6,842	1,568	0	70
農林水産省	207	103	89	0	15
林野庁	224	51	167	0	6
水産庁	8	6	2	0	0
経済産業省	261	18	229	0	14
資源エネルギー庁	252	36	205	0	11
特許庁	235	193	37	0	5
中小企業庁	2	0	2	0	0
国土交通省	7,211	4,905	1,972	0	334
船員労働委員会	1	1	0	0	0
気象庁	15	15	0	0	0
海上保安庁	45	6	29	0	10
海難審判庁	5	3	1	0	1
環境省	99	31	53	0	15
防衛省	1,595	800	524	0	271
会計検査院	28	2	12	0	14
計	49,750	21,189	26,308	1	2,253

(注) 開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、内訳表2「開示請求事案の処理状況」の「開示決定等がされた事案」の欄の計と本表の「開示決定等件数」欄の計の件数は一致しない。

#### 4 延長手続の状況

(単位:件)

行政機関名	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手続を採ったもの			法第11条の期限の特例を適用したもの			
		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの	期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの		
内閣官房	39	34	34	0	5	5	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	18	17	17	0	0	0	0	1	1	0
人事院	1,321	1,321	1,321	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	220	167	167	0	37	37	0	16	13	3
宮内庁	188	69	69	0	38	38	0	81	76	5
公正取引委員会	16	15	15	0	1	1	0	0	0	0
国家公安委員会	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	178	137	137	0	33	33	0	8	8	0
金融庁	134	115	115	0	19	19	0	0	0	0
総務省	1,717	1,227	1,227	0	100	100	0	390	390	0
公害等調整委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
法務省	17,202	16,648	16,648	0	447	447	0	107	107	0
公安審査委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	123	111	111	0	3	3	0	9	9	0
外務省	1,419	307	266	41	147	117	30	965	766	199
財務省	484	385	385	0	33	33	0	66	66	0
国税庁	2,743	2,136	2,134	2	438	438	0	169	169	0
文部科学省	348	283	283	0	44	44	0	21	21	0
文化庁	47	46	46	0	1	1	0	0	0	0
厚生労働省	4,873	3,197	3,196	1	1,574	1,574	0	102	102	0
中央労働委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	8,480	8,428	8,427	1	48	44	4	4	4	0
農林水産省	207	199	199	0	8	8	0	0	0	0
林野庁	224	222	222	0	2	2	0	0	0	0
水産庁	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	261	190	189	1	22	22	0	49	49	0
資源エネルギー庁	252	109	109	0	90	88	2	53	53	0
特許庁	235	225	225	0	9	9	0	1	0	1
中小企業庁	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	7,211	7,000	7,000	0	198	198	0	13	13	0
船員労働委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	15	15	15	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	45	45	40	5	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	5	4	4	0	1	1	0	0	0	0
環境省	99	82	82	0	12	12	0	5	5	0
防衛省	1,595	909	909	0	368	368	0	318	318	0
会計検査院	28	12	12	0	3	3	0	13	13	0
計	49,750	43,678	43,627	51	3,681	3,645	36	2,391	2,183	208

5 法第11条の規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位:件)

行政機関名	法第11条の期限の特例を適用したもの					
	開示請求を受けてから決定を行った日までの日数					
	60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超	
内閣官房	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	1	1	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0
内閣府	16	8	0	2	2	4
宮内庁	81	24	21	24	7	5
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察庁	8	0	0	4	3	1
金融庁	0	0	0	0	0	0
総務省	390	257	12	83	38	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0
法務省	107	51	16	37	3	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0
検察庁	9	1	3	3	2	0
外務省	965	212	99	56	191	407
財務省	66	28	3	30	5	0
国税庁	169	3	155	7	4	0
文部科学省	21	0	1	20	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	102	7	10	26	59	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	4	2	2	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0
経済産業省	49	18	0	19	12	0
資源エネルギー庁	53	19	1	12	21	0
特許庁	1	0	0	1	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0
国土交通省	13	5	6	2	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0
環境省	5	0	2	3	0	0
防衛省	318	209	21	59	27	2
会計検査院	13	2	0	4	6	1
計	2,391	847	352	392	380	420

## 6 不開示理由の内訳

(単位:件)

行政機関名	不開示情報に該当	行政文書の不存在	存否応答拒否	その他
内閣官房	14	13	1	0
行政改革推進本部	0	0	0	0
内閣法制局	0	1	0	4
人事院	1	3	0	0
内閣府	69	26	0	0
宮内庁	140	15	0	2
公正取引委員会	3	4	2	0
国家公安委員会	0	0	0	2
警察庁	155	14	1	4
金融庁	76	22	11	6
総務省	529	192	1	7
公害等調整委員会	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0
法務省	13,999	286	68	112
公安審査委員会	0	0	0	0
公安調査庁	3	1	0	0
検察庁	58	55	2	15
外務省	1,867	149	1	4
財務省	198	116	1	5
国税庁	1,861	110	18	7
文部科学省	265	27	2	3
文化庁	30	6	1	1
厚生労働省	3,911	218	40	8
中央労働委員会	0	0	0	0
社会保険庁	1,237	636	1	0
農林水産省	85	18	2	0
林野庁	153	54	0	0
水産庁	2	0	0	0
経済産業省	230	10	3	0
資源エネルギー庁	205	8	3	0
特許庁	32	15	0	4
中小企業庁	2	0	0	0
国土交通省	2,358	253	5	1
船員労働委員会	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0
海上保安庁	29	6	0	4
海難審判庁	1	0	0	1
環境省	46	24	2	0
防衛省	577	212	7	0
会計検査院	24	0	0	2
計	28,160	2,494	172	192

## 7 不開示情報の内訳

(単位:件)

行政機関名	不開示情報に該当						
	5条1号	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号	
内閣官房	14	8	4	7	0	4	5
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0
人事院	1	1	0	0	0	0	1
内閣府	69	55	19	4	3	5	23
宮内庁	140	82	8	0	16	0	34
公正取引委員会	3	1	1	0	0	0	3
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	155	46	7	0	61	2	39
金融庁	76	62	65	0	1	0	13
総務省	529	459	452	4	16	4	16
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0
法務省	13,999	5,310	12,362	17	348	54	417
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	3	3	1	0	1	1	2
検察庁	58	49	6	0	26	15	21
外務省	1,867	575	214	551	74	31	422
財務省	198	156	126	1	7	2	66
国税庁	1,861	1,492	1,586	1	25	0	961
文部科学省	265	118	218	0	0	10	22
文化庁	30	26	21	0	0	0	0
厚生労働省	3,911	3,617	3,423	0	3,038	14	246
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	1,237	627	640	0	6	18	33
農林水産省	85	51	45	0	0	2	36
林野庁	153	129	97	0	0	0	47
水産庁	2	1	1	0	0	0	0
経済産業省	230	166	206	1	12	0	32
資源エネルギー庁	205	81	173	0	93	1	18
特許庁	32	10	17	2	0	0	3
中小企業庁	2	1	2	0	0	0	0
国土交通省	2,358	1,372	1,101	14	21	50	371
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	29	24	20	0	11	0	1
海難審判庁	1	1	1	0	0	0	0
環境省	46	106	65	3	3	3	12
防衛省	577	183	146	294	55	20	91
会計検査院	24	14	13	0	0	18	21
計	28,160	14,826	21,040	899	3,817	254	2,956

(注) 「5条1号」は個人に関する情報、「5条2号」は法人等に関する情報、「5条3号」は国の安全等に関する情報、「5条4号」は公共の安全等に関する情報、「5条5号」は審議、検討等に関する情報、「5条6号」は事務又は事業に関する情報について、それぞれ不開示情報として規定した行政機関情報公開法の規定を示す。

## 8 存否応答拒否の内訳

(単位:件)

行政機関名	存否応答拒否						
	5条1号	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号	
内閣官房	1	0	0	1	0	0	1
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	2	0	1	0	0	0	2
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	1	0	0	1	0	0
金融庁	11	9	2	0	0	0	5
総務省	1	1	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0
法務省	68	64	12	0	0	0	6
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	2	1	0	0	0	0	1
外務省	1	0	0	1	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0
国税庁	18	7	11	0	0	0	5
文部科学省	2	2	0	0	0	0	2
文化庁	1	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	40	33	19	0	4	1	10
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	1	0	1	0	0	0	0
農林水産省	2	1	2	0	0	0	1
林野庁	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	3	0	3	0	0	0	0
資源エネルギー庁	3	0	0	0	0	0	3
特許庁	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	5	5	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0
環境省	2	0	2	0	0	0	0
防衛省	7	0	0	7	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0
計	172	125	53	9	5	1	37

(注) 「5条1号」は個人に関する情報、「5条2号」は法人等に関する情報、「5条3号」は国の安全等に関する情報、「5条4号」は公共の安全等に関する情報、「5条5号」は審議、検討等に関する情報、「5条6号」は事務又は事業に関する情報について、それぞれ不開示情報として規定した行政機関情報公開法の規定を示す。

9 不服申立ての新規申立て状況

(単位:件)

行政機関名	新規申立て件数											
	形態区分			内容区分								
	審査請求	異議申立て		不開示の決定に対する不服				開示する決定に対する不服		不作為	事案の移送・ 期限の延長	その他
				不開示情報に 該当	行政文書の不 存在	存否応答拒否	形式上の不備・ 権利の濫用	第三者から	開示請求者から			
内閣官房	5	5	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	10	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
公正取引委員会	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	5	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0
警察庁	15	0	15	8	1	0	6	0	0	0	0	0
金融庁	6	1	5	2	1	1	2	0	0	0	0	0
総務省	2	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	188	158	30	78	30	16	48	0	15	1	0	5
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	38	27	11	6	3	0	28	0	0	0	0	1
外務省	86	0	86	46	17	0	5	0	0	17	0	26
財務省	6	4	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	200	196	4	35	1	4	3	0	0	158	0	0
文部科学省	19	0	19	13	2	1	2	0	1	0	0	0
文化庁	2	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	95	48	47	52	26	8	0	6	2	0	0	5
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
社会保険庁	21	19	2	12	7	1	0	1	0	0	0	0
農林水産省	3	2	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0
林野庁	7	7	0	2	2	0	0	0	0	0	0	3
水産庁	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	18	14	4	13	1	0	0	4	0	0	0	0
資源エネルギー庁	3	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	46	25	21	22	17	2	4	0	0	0	0	1
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
海上保安庁	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0
海難審判庁	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
環境省	5	0	5	2	1	2	0	0	0	0	0	0
防衛省	211	4	207	164	18	6	0	0	16	0	1	6
会計検査院	6	6	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0
計	1,018	528	490	482	134	44	121	11	34	176	1	51

(注) 1 1件の開示決定等に対し、複数の不服申立てが行われているものがある。

2 複数の内容に該当する場合は、それぞれに計上している。このため、各内容に該当するものの計は、新規申立て件数と一致しない。

# 10 不服申立ての件数と処理状況

(単位:件)

行政機関名	処理すべき件数		処理済 (裁決・決定等により 処理を終了した件 数)	取下げ	処理中(次年度に持ち越し)				
	新規申立て件数	前年度からの持ち越 し件数			処理方針、審査会へ の諮問準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申を受 けて裁決・決定の準 備中		
内閣官房	39	5	34	2	0	37	22	1	14
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	4	4	0	0	0	4	0	4	0
人事院	3	0	3	3	0	0	0	0	0
内閣府	44	10	34	33	2	9	1	8	0
宮内庁	2	1	1	1	0	1	0	0	1
公正取引委員会	13	1	12	11	1	1	1	0	0
国家公安委員会	8	5	3	7	0	1	1	0	0
警察庁	34	15	19	20	2	12	3	3	6
金融庁	19	6	13	6	2	11	1	9	1
総務省	9	2	7	9	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	287	188	99	120	3	164	65	89	10
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	1	1	1	0	1	0	1	0
検察庁	64	38	26	50	0	14	1	12	1
外務省	253	86	167	99	0	154	72	39	43
財務省	12	6	6	4	0	8	0	6	2
国税庁	206	200	6	165	0	41	5	35	1
文部科学省	38	19	19	23	4	11	2	9	0
文化庁	2	2	0	0	0	2	1	1	0
厚生労働省	260	95	165	59	6	195	127	28	40
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	31	21	10	2	5	24	10	14	0
農林水産省	14	3	11	2	9	3	2	1	0
林野庁	17	7	10	5	0	12	2	6	4
水産庁	1	1	0	1	0	0	0	0	0
経済産業省	47	18	29	7	1	39	3	35	1
資源エネルギー庁	62	3	59	23	0	39	0	39	0
特許庁	5	4	1	1	0	4	0	4	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	100	46	54	25	5	70	33	35	2
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	4	4	0	0	0	4	0	4	0
海上保安庁	12	4	8	7	0	5	0	5	0
海難審判庁	1	1	0	0	0	1	0	1	0
環境省	5	5	0	0	1	4	0	4	0
防衛省	394	211	183	231	1	162	40	104	18
会計検査院	10	6	4	1	0	9	0	7	2
計	2,002	1,018	984	918	42	1,042	392	504	146

# 11 不服申立てに対する裁決・決定等の状況

(単位:件)

行政機関名	裁決・決定等の件数	審査会に諮問をしなくて裁決・決定等を行ったもの			審査会に諮問し、裁決・決定等を行ったもの					
		認容	却下	その他	棄却	認容	一部認容	その他	(参考)うち審査会の答申と異なる裁決・決定を行ったもの	
内閣官房	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0
内閣府	33	0	0	0	33	33	0	0	0	0
宮内庁	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
公正取引委員会	11	0	0	0	11	1	0	10	0	0
国家公安委員会	7	3	0	3	4	4	0	0	0	0
警察庁	20	0	0	0	20	20	0	0	0	0
金融庁	6	0	0	0	6	2	0	4	0	0
総務省	9	0	0	0	9	6	0	3	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	120	8	1	5	112	87	5	20	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0
検察庁	50	0	0	0	50	50	0	0	0	0
外務省	99	21	0	16	78	69	0	9	0	0
財務省	4	0	0	0	4	3	0	1	0	0
国税庁	165	158	0	158	7	4	0	3	0	0
文部科学省	23	0	0	0	23	15	5	3	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	59	11	3	8	48	35	2	11	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	2	0	0	0	2	1	0	1	0	0
農林水産省	2	1	1	0	1	1	0	0	0	0
林野庁	5	1	0	1	4	4	0	0	0	0
水産庁	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	7	0	0	0	7	6	0	1	0	0
資源エネルギー庁	23	0	0	0	23	22	0	1	0	0
特許庁	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	25	4	0	4	21	20	0	1	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	7	0	0	0	7	7	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	231	11	1	10	220	199	1	20	0	0
会計検査院	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
計	918	220	7	206	7	698	596	13	89	0

## 12 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位:件)

行政機関名	裁決・決定等の 件数	不服申立てを受けてから裁決・決定するまでの期間					
		90日以内	90日超 半年以内	半年超 9ヶ月以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
内閣官房	2	0	0	2	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0
人事院	3	0	0	0	0	3	0
内閣府	33	0	30	2	1	0	0
宮内庁	1	0	0	0	0	1	0
公正取引委員会	11	0	0	0	0	11	0
国家公安委員会	7	0	3	4	0	0	0
警察庁	20	0	0	12	6	2	0
金融庁	6	0	1	0	3	2	0
総務省	9	0	0	7	1	1	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0
法務省	120	10	40	30	25	15	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	0	0	0	0	1	0
検察庁	50	0	45	1	2	2	0
外務省	99	17	8	23	11	10	30
財務省	4	0	0	1	3	0	0
国税庁	165	83	78	3	1	0	0
文部科学省	23	0	3	1	5	3	11
文化庁	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	59	1	5	6	5	18	24
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	2	0	0	0	0	2	0
農林水産省	2	0	0	1	0	1	0
林野庁	5	0	0	0	1	4	0
水産庁	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省	7	0	1	0	3	3	0
資源エネルギー庁	23	0	0	0	1	22	0
特許庁	1	0	1	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	25	6	3	6	5	5	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	7	0	0	0	7	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	231	8	57	66	36	44	20
会計検査院	1	0	0	0	1	0	0
計	918	126	275	165	117	150	85

13 不服申立てを受けてから審査会に諮問をするまでの期間

(単位:件)

行政機関名	平成19年度に審査会に諮問した件数				処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等			
	不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までの日数				不服申立てを受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超	
内閣官房	1	0	1	0	22	0	0	22
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	4	4	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	14	1	12	1	1	0	1	0
宮内庁	1	0	1	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	1	0	1	0
国家公安委員会	4	0	4	0	1	0	1	0
警察庁	17	6	10	1	3	0	3	0
金融庁	14	0	13	1	1	1	0	0
総務省	5	0	5	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	136	15	105	16	65	13	43	9
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	1	0	0	0	0	0	0
検察庁	58	0	58	0	1	1	0	0
外務省	60	1	41	18	72	3	10	59
財務省	6	2	4	0	0	0	0	0
国税庁	37	1	36	0	5	1	4	0
文部科学省	13	1	12	0	2	0	2	0
文化庁	1	0	1	0	1	1	0	0
厚生労働省	52	0	8	44	127	8	12	107
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	13	0	3	10	10	1	0	9
農林水産省	1	0	1	0	2	0	2	0
林野庁	13	0	13	0	2	1	1	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	24	7	15	2	3	0	3	0
資源エネルギー庁	36	0	0	36	0	0	0	0
特許庁	4	0	4	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	48	6	9	33	33	0	1	32
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	4	4	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	4	0	4	0	0	0	0	0
海難審判庁	1	0	1	0	0	0	0	0
環境省	4	0	2	2	0	0	0	0
防衛省	199	38	159	2	40	39	0	1
会計検査院	6	3	2	1	0	0	0	0
計	781	90	524	167	392	69	84	239

14 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位:件)

行政機関名	審査会に諮問して裁決・決定を行ったもの				審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中			
	審査会の答申を受けてから裁決・決定した日までの日数				審査会の答申を受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超	
内閣官房	2	2	0	0	14	0	0	14
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	3	3	0	0	0	0	0	0
内閣府	33	33	0	0	0	0	0	0
宮内庁	1	1	0	0	1	1	0	0
公正取引委員会	11	0	11	0	0	0	0	0
国家公安委員会	4	0	4	0	0	0	0	0
警察庁	20	0	5	15	6	0	0	6
金融庁	6	1	5	0	1	1	0	0
総務省	9	6	3	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	112	74	22	16	10	9	0	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	1	0	0	0	0	0	0
検察庁	50	50	0	0	1	1	0	0
外務省	78	64	3	11	43	4	3	36
財務省	4	4	0	0	2	2	0	0
国税庁	7	5	2	0	1	1	0	0
文部科学省	23	2	10	11	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	48	24	14	10	40	21	5	14
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	2	2	0	0	0	0	0	0
農林水産省	1	0	1	0	0	0	0	0
林野庁	4	4	0	0	4	4	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	7	5	2	0	1	1	0	0
資源エネルギー庁	23	0	3	20	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	21	17	4	0	2	2	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	7	7	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	220	158	57	5	18	13	0	5
会計検査院	1	1	0	0	2	2	0	0
計	698	464	146	88	146	62	8	76

## 15 審査会における審査状況

(単位:件)

行政機関名	新規諮問件数	前年度 繰越し件数	答申件数	諮問庁の判断は:	諮問庁の判断は:	諮問庁の判断は:	取下げ件数	未済件数
				妥当でないとしたもの	一部妥当でないとしたもの	妥当であるとしたもの		
内閣官房	1	2	2	0	0	2	0	1
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	1	0	0	0	0	0	0	1
人事院	0	3	3	0	0	3	0	0
内閣府	14	17	22	0	0	22	1	8
宮内庁	1	1	2	0	0	2	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	1	0	1	0	0	1	0	0
警察庁	8	3	8	0	0	8	0	3
金融庁	14	2	5	0	2	3	2	9
総務省	5	5	10	0	3	7	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	113	43	80	3	10	67	3	73
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	1	1	0	0	1	0	1
検察庁	24	5	20	0	0	20	0	9
外務省	60	52	77	0	4	73	0	35
財務省	6	6	6	0	1	5	0	6
国税庁	21	6	8	0	3	5	0	19
文部科学省	11	2	5	1	1	3	0	8
文化庁	1	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	39	32	42	4	16	22	2	27
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	13	2	1	0	0	1	0	14
農林水産省	1	11	1	0	0	1	10	1
林野庁	13	2	8	0	0	8	1	6
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	14	18	7	0	1	6	0	25
資源エネルギー庁	6	11	8	1	0	7	0	9
特許庁	1	0	0	0	0	0	0	1
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	41	10	20	0	1	19	0	31
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	1	0	0	0	0	0	0	1
海上保安庁	11	1	7	0	0	7	0	5
海難審判庁	1	0	0	0	0	0	0	1
環境省	4	0	0	0	0	0	0	4
防衛省	201	113	203	1	13	189	4	107
小計 (内閣府審査会関係)	628	348	547	10	55	482	23	406
会計検査院 (会計審査院審査会関係)	6	4	3	0	0	3	0	7
計	634	352	550	10	55	485	23	413

- (注) 1 答申は、平成19年度中に行われたものであり、前年度までに諮問された事案に対するものを含む。また、中間答申は本表の答申件数に含めていない。
- 2 1件の諮問に対し分離して複数の答申を行っているもの、複数の諮問に対し1件に併合して答申しているものがあるが、本表では諮問件数に対応した件数で計上している。
- 3 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

16 情報公開に関する訴訟の状況

(単位:件)

行政機関名	第1審(地方裁判所)					控訴審(高等裁判所)					上告審(最高裁判所)					
	新規提訴		前年度から係属	判決	取下げ	審理中(次年度に持ち越し)	新規控訴	前年度から係属	判決	取下げ	審理中(次年度に持ち越し)	新規上告	前年度から係属	判決	取下げ	審理中(次年度に持ち越し)
	うち 特定管轄 裁判所															
内閣官房	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
総務省	1	1	1	2	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	4	0	3	3	0	4	2	1	2	0	1	1	1	1	0	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
検察庁	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	1	1	3	3	0	1	3	2	1	0	4	1	0	0	0	1
財務省	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	4	3	0	1	2	0	1	0	1	1	0	1	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	2	1	3	4	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	2	2	3	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	1	1	0	0	1	2	2	0	1	2	0	0	0	2
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	1	0	4	4	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	13	6	29	25	3	14	12	6	11	0	7	8	2	3	0	7

17 開示実施手数料の減免の状況

(単位:件)

行政機関名	施行令第14条第1項による減免の申請件数					施行令第14条第4項による減免の件数
	減免を認めたもの		減免を認めなかったもの	審査中	取下げ	
	生活保護	その他				
内閣官房	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	1	0	0	1	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0
法務省	15	0	8	4	0	3
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0
計	16	0	8	5	0	3

○延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	マレーシア紛争(1964年1月)	H18.4.6	H18.5.6	H19.8.10	461	開示請求受付後の平成18年4月以降、東ティモールの治安情勢が急速に悪化したことに伴い、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため期限を超過した。それ以降も、ジャワ島中部地震等各種自然災害への対応、ユドヨノ・インドネシア大統領の国賓訪日準備、延期された東アジア・サミットの準備等膨大な業務により、本件処理が滞っていたため。
	昭和48年度アジア・太平洋地域大使会議(特に、わが国の対インドシナ援助、世銀等を中心とするインドシナ援助の動き)	H18.7.31	H18.8.30	H19.10.5	401	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
	1964年1月に、インドネシア及びアメリカの首脳が来日した際の会談に関する文書	H18.9.5	H18.10.5	H19.5.11	218	開示請求受付と前後して、日フィリピンEPA署名のため、急遽、ASEM首脳会議の機会に日フィリピン首脳会談開催が決まり、右首脳会談やEPA署名式準備等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため期限を超過した。それ以降も、各種自然災害への対応、ユドヨノ・インドネシア大統領の国賓訪日準備、延期された東アジア・サミットの準備等膨大な業務に対応する必要があったため、本件処理が滞っていたため。
	大平政権時代の日本と中国との間の首脳会談の記録	H18.9.15	H18.10.15	H20.3.7	509	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国の遺棄化学兵器発掘回収調査	H19.1.9	H19.2.8	H19.4.26	77	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	情勢報告(中国、台湾)	H19.1.12	H19.2.11	H19.10.24	255	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	1964年2月の吉田茂元首相の台湾訪問	H19.1.15	H19.2.14	H20.3.12	392	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日中航空協定交渉(1974年4月)(他1件、計2件)	H19.1.22	H19.2.21	H20.1.18	331	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	1966年頃の日本・シンガポール外交関係樹立の日付や方式を記した行政文書	H19.2.5	H19.3.14	H19.7.27	135	開示請求後の平成19年3月、ナジブ・マレーシア副首相訪日準備、リー・シンガポール首相訪日準備、日マレーシアEPA小委員会開催、日ブルネイEPA交渉等で多忙を極めていたが、特にナジブ副首相の訪日準備に当初予想していた以上に時間を要したため、開示請求処理に予想外の時間を要したため(ナジブ副首相の日程等が直前まで確定しなかったため、その準備に予想以上の時間を要した。)
	1970年頃の日本・イエメン外交関係樹立の日付や方式を記した行政文書	H19.2.5	H19.3.14	H19.6.1	79	イラクのハーシミー副大統領訪日に係る作業等開示決定に係る事案の処理以外の事務の繁忙のため。
	1964年頃の日本・ケニア外交関係樹立の日付や方式を記した行政文書(他7件、計8件)	H19.2.5	H19.3.14	H19.6.11	89	TICAD環境・エネルギー会合(2007年3月)関連作業が重なり、行政文書の探索に要する時間を割くことができなかったため。
	1953年、当時の吉田茂・元首相が、秘密裡に台湾を訪問したと聞いているが、その証拠となる資料	H19.2.14	H19.3.16	H20.3.7	357	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	第14回アジア・大太平洋地域公館長会議議事要録に言及のある特定文書	H19.3.8	H19.4.7	H19.5.11	34	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	「中共核・ミサイル問題」ファイル(1964年12月)	H19.2.23	H19.3.25	H19.12.13	263	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	1985年4月に来日した中国全国人民代表大会の彭真委員長と日本側要人の会談記録	H19.3.19	H19.4.18	H19.12.20	246	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	1985年7月の日中閣僚会議および中国側参加者と安倍外相ら日本側要人の個別会談の記録	H19.3.19	H19.4.18	H19.11.5	201	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	1985年10月に訪中した安倍外相と異学謙外相、趙紫陽首相、鄧小平党中央顧問委員会主任ら中国側要人の会談記録	H19.3.19	H19.4.18	H19.11.9	205	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	1986年4月に来日した異学謙中国外相と安倍外相ら日本側要人の会談記録(他3件、計4件)	H19.3.19	H19.4.18	H20.1.11	268	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	1986年11月に訪中した中曽根首相と胡耀邦共産党総書記、鄧小平党中央顧問委員会主任ら中国側要人の会談記録(他1件、計2件)	H19.3.19	H19.4.18	H19.11.7	203	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	1989年2月に来日した中国の銭其深外相と竹下首相ら日本側要人の会談記録	H19.3.19	H19.4.18	H19.12.20	246	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日・ASEAN合成ゴム・フォーラム事務レベル会合(第1、2回)(1973年10月)(他3件、計4件)	H19.4.24	H19.5.24	H19.12.7	197	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
	極東及びいわゆる極東への周辺地域に関する文書(特定期間)	H19.4.24	H19.6.4	H19.6.18	14	他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また、所管業務が著しく多忙であったため。
	G・W・ブッシュ政権期の日米外交安全保障政策	H19.5.15	H19.6.14	H19.6.25	11	開示等に係る省内決裁に予想以上に時間を要したため。
	スジョノ・フマルダニ・インドネシア大統領補佐官の訪日(1971年11月～12月)	H19.6.22	H19.7.22	H19.12.26	157	平成19年8月の安倍総理のマレーシア・インドネシア訪問準備のために多忙を極めた。その結果、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	財団法人「異文化コミュニケーション財団」に関する、事業報告書等	H19.9.27	H19.10.27	H19.11.22	26	開示請求者の当初の請求意図と請求件名に齟齬があったと解され、再度請求意図を精査し追加決定を行ったため。
	最新の外務省職員の所属、官職、氏名が分かる文書	H19.10.12	H19.11.11	H19.11.19	8	開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。
国税庁	調査処理状況集計表	H19.10.22	H19.11.21	H19.11.22	1	開示決定等期限の期間計算を誤ったため
	法人税階級別の調査の状況	H19.10.22	H19.11.21	H19.11.22	1	開示決定等期限の期間計算を誤ったため

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
厚生労働省	平成19年5月1日付の宮城地方最低賃金審議会委員の任命に関する一切の資料	H19.5.9	H19.6.8	H19.6.19	11	開示決定等の処理に係る事務処理上の不備があったため。
社会保険庁	特定医療機関の指定取消に係る資料	H19.9.7	H19.10.9	H19.10.18	9	開示・不開示の判断及び決裁に予想以上に時間を要したため。
経済産業省	商品取引所法第112条第2項に基づく報告書	H19.10.22	H19.11.21	H19.11.28	7	情報開示請求を受けて開示決定を行った文書の量(1766枚)が非常に多く、審査・手続に予想外に時間を要したため。
海上保安庁	宮城海上保安部が作成した事件処理簿 (2003年分)	H20.2.8	H20.3.10	H20.3.12	2	他の開示請求事案と重なったことと、他の業務が繁忙であったことから、予想外に業務処理に時間がかかったため
	宮城海上保安部が作成した事件処理簿 (2004年分)	H20.2.8	H20.3.10	H20.3.12	2	他の開示請求事案と重なったことと、他の業務が繁忙であったことから、予想外に業務処理に時間がかかったため
	宮城海上保安部が作成した事件処理簿 (2005年分)	H20.2.8	H20.3.10	H20.3.12	2	他の開示請求事案と重なったことと、他の業務が繁忙であったことから、予想外に業務処理に時間がかかったため
	宮城海上保安部が作成した事件処理簿 (2006年分)	H20.2.8	H20.3.10	H20.3.12	2	他の開示請求事案と重なったことと、他の業務が繁忙であったことから、予想外に業務処理に時間がかかったため
	宮城海上保安部が作成した事件処理簿 (2007年分)	H20.2.8	H20.3.10	H20.3.12	2	他の開示請求事案と重なったことと、他の業務が繁忙であったことから、予想外に業務処理に時間がかかったため

○延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	湾岸紛争／ポスト湾岸紛争(1991年2月)	H17.11.21	H18.1.20	H20.3.31	801	調整すべき実際の関係者が多く存在することが判明し、当初想定していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明したことにより、文書審査に予想外の時間を要したため。
	中国経済協力関係(1994年4月)	H18.6.13	H18.8.12	H20.2.18	555	開示請求の対象となるか否かの調査、対象行政文書の開示・不開示の審査等に慎重な判断が求められ、省内協議に予想外に時間を要したため。特に、協議先課において開示請求受付後、要人往来等による事務の繁忙により、開示請求処理に予想外に時間を要したため。
	国際交流基金設立関係(1970年12月)	H18.7.11	H18.9.9	H19.6.27	291	開示請求の対象となる行政文書が、公にすることにより他国との信頼関係を損ねるおそれのある情報を非常に多く含んでおり、審査に時間を要したため。
	2001年7月～2002年7月 日墨共同検討会合の議事録	H18.11.17	H19.1.16	H19.7.13	178	当初1月中旬を目途に作業を終了する予定であったが、1月末に当初予定していなかった大型行事が開催されることとなり、その準備作業のため期日までに作業を行うことが困難となった。その後も第三国とのラテンアメリカに関する協議の実施等予想していなかった業務の発生により処理に時間を要した。また現在交渉中の案件に影響を及ぼす可能性がある等慎重な判断を求められる内容であり、検討に予想以上の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	第15回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議(他1件、計2件)	H19.1.4	H19.3.5	H19.4.12	38	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1973年頃の日本・西サモア外交関係樹立の日付や方式を記した行政文書(他3件、計4件)	H19.2.5	H19.4.13	H19.4.18	5	平成19年2月5日～同4月18日までの時期、担当課では大型事業(ハワード豪首相の訪日(3月13日)や日豪掲載連携協定(EPA)締結交渉第1回会合(4月23、24日)の準備等)で多忙を極めていた。さらに、当初予測し得なかった事務の繁忙(4月2日にはソロモン諸島付近で地震が発生し対応に追われることとなった。)により、開示請求処理に予想外の時間を要することとなったため。
	2003年(平成15年)9月16日から18日にかけて、日本企業が中国広東省珠海市でおこなったとされる集団買春事件についての全文	H19.3.8	H19.5.7	H19.7.13	67	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	1974年2月開催のワシントン・エネルギー会議関係資料	H19.3.22	H19.5.21	H19.9.26	128	開示請求の対象となるか否かの調査や資料を作成した関係省庁・省内関係課が多数あり、開示・不開示の決定等の確認に予想以上の時間を要したため。
	昭和42年度アジア・太平洋地域大使会議議事要録(昭和42年9月)関連文書	H19.4.9	H19.6.8	H19.12.7	182	担当課において他に開示請求案件が多く、また事務の繁忙により、予想外に処理に時間を要したため。
	昭和43年度アジア・太平洋地域大使会議議事要録(昭和43年10月)関連文書	H19.4.9	H19.6.8	H20.1.31	237	担当課において他に開示請求案件が多く、また事務の繁忙により、予想外に処理に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	中国遺棄化学兵器処理事業関係	H19.4.12	H19.6.17	H19.7.12	25	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	1971～1973年、日(本)台(湾)断交についての交渉記録	H19.7.2	H19.8.31	H19.10.4	34	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量(開示文書700頁超)であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	元上海総領事・故杉本信行氏が中華人民共和国水利部宛に出状した文書	H19.8.13	H19.10.12	H19.10.16	4	担当課において他に処理すべき開示請求案件が多く、また他の事務が著しく繁忙であったため。
	1964年8月のいわゆるトンキン湾事件をめぐる日本政府の対応	H19.9.4	H19.11.3	H20.3.12	130	対象文書の検索、開示請求対象となり得るかについての調査、開示・不開示の決定に予想以上に時間を要した。また、開示請求受付後、国賓訪日準備等のため、当初の想定以上に事務が繁忙を極めたため開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	福田ドクトリンの作成過程等	H19.9.14	H19.11.13	H19.12.7	24	担当課において他に開示請求案件が多く、また事務の繁忙により、予想外に処理に時間を要したため。
	沖縄返還協定関係	H19.9.27	H19.11.26	H20.1.18	53	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	ヴェトナム要人往来	H19.9.28	H19.11.27	H19.12.5	8	開示請求受付後、国賓訪日準備等のため、当初の想定以上に事務が繁忙を極め、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	ASEAN+3通貨金融協力関連会議議事録(97-01)(他1件、計2件)	H19.10.1	H19.11.30	H20.2.4	66	担当課において他に開示請求案件が多く、また事務の繁忙により、予想外に処理に時間を要したため。
	中国遺棄化学兵器処理事業関係文書	H19.10.12	H19.12.11	H19.12.27	16	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	2005年4月の川口順子首相補佐官の中国・海南島ボアオ出張に関する書類一切	H19.10.26	H19.12.25	H20.3.12	78	計3回にわたり開示決定を行うなど、開示請求に係る文書の特定に時間を要したため。
	ASEAN拡大外相会議関連(1981年6月)	H19.11.8	H20.1.7	H20.1.31	24	担当課において他に開示請求案件が多く、また事務の繁忙により、予想外に処理に時間を要したため。
	東アジア・大洋州地域大使会議(1981年)	H19.11.12	H20.1.11	H20.3.14	63	担当課において他に開示請求案件が多く、また事務の繁忙により、予想外に処理に時間を要したため。
	日米防衛協力のための指針関係ファイル(1996年4月)(他2件、計3件)	H19.11.13	H20.1.12	H20.1.16	4	他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また、所管事務が著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
社会保険庁	届出受理医療機関名簿	H19.8.27	H19.10.26	H19.11.2	7	所管業務が繁忙であったため
	全老齢・遺族年金受給者の都道府県名、生年、年金額	H19.12.14	H20.2.8	H20.3.21	42	対象文書の特定に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	障害年金の認定審査医の名簿	H20.1.4	H20.3.13	H20.3.21	8	開示決定に係る決裁に予想以上に時間を要したため。
	障害認定業務の審査要領	H20.1.4	H20.3.13	H20.3.21	8	開示決定に係る決裁に予想以上に時間を要したため。
資源エネルギー庁	新潟県中越沖地震に係る東京電力柏崎刈羽原発からの報告等に関する全ての文書の写し	H19.8.20	H19.10.19	H19.10.22	3	個人に関する情報、企業から任意に提供された情報、企業秘密に関する情報等が多数含まれており、当初想定していた開示に係る確認作業を上回る作業が発生したため。
	新潟県中越沖地震に係る東京電力柏崎刈羽原発に関し調査した全ての写真、ビデオの写し	H19.8.20	H19.10.19	H19.10.22	3	核物質防護に関する情報、個人に関する情報等が多数含まれており、当初想定していた開示に係る確認作業を上回る作業が発生したため。

○法第11条を適用した事案に係るもので、通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
内閣府	中国遺棄化学兵器処理事業 事業の管理・所有・運営計画検討報告書	H18.11.1	H19.10.31	H20.3.19	140	対象となる行政文書が大量(約200枚)であるとともに、国会対応業務、他の開示請求案件の処理等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	発掘回収事業関連施設等の維持管理・運営業務の実施及び実施準備業務に関する調査報告書	H18.11.1	H19.11.30	H20.2.29	91	対象となる行政文書が大量(約500枚)であるとともに、国会対応業務、他の開示請求案件の処理等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	遺棄化学兵器処理技術に関する調査報告書(個別の検討業務に関するもの一式)	H18.11.1	H20.1.31	H20.2.29	29	対象となる行政文書が大量(約1200枚)であるとともに、国会対応業務、他の開示請求案件の処理等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
宮内庁	侍従職事務日誌(昭和26年)	H14.6.10	H15.7.7	H19.5.7	1400	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
	侍従職事務日誌(昭和26年)	H14.6.10	H15.7.7	H19.5.15	1408	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
	侍従職事務日誌(昭和26年)	H14.6.10	H15.7.7	H19.7.2	1456	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
	侍従職事務日誌(昭和20年8月～12月)	H16.1.22	H16.6.21	H19.8.31	1166	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
	秘書課資料関係録昭和27年 皇太子成年式立太子の礼	H15.5.21	H16.11.11	H19.9.27	1050	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	国連代表権問題/中共(1969年1月)	H15.1.7	H16.10.20	H19.7.5	988	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。
	1998年の国連タジキスタン監視団関連文書	H15.4.4	H17.4.20	H19.10.23	916	2007年の外務大臣政務官のアゼルバイジャン・ウズベキスタン訪問、バキエフ・キルギス大統領訪日をはじめとする中央アジア・コーカサス地域の要人往来並びに政治対話の準備等をはじめとする事務繁忙のため。
	北朝鮮関係(他5件、計6件)	H15.8.4	H17.8.25	H20.3.31	949	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。
	1971年末、インド・パキスタン紛争(印パ戦争)を審議する国連安保理緊急特別会合における日本の対応(1)	H15.11.12	H16.12.16	H19.9.28	1016	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	1971年末、インド・パキスタン紛争(印パ戦争)を審議する国連安保理緊急特別会合における日本の対応(2)	H15.11.17	H16.12.16	H19.9.28	1016	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	領事・移住関係(1955年10月)	H15.11.17	H16.8.3	H19.10.19	1172	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	領事・移住関係(1959年4月)	H15.12.3	H16.8.3	H19.10.31	1184	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	内外人外国在留旅行及び保護取締関係(1959年1月)	H15.12.3	H16.8.3	H20.1.28	1273	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	内外人外国在留旅行及び保護取締関係(1959年3月)(他2件、計3件)	H15.12.3	H16.8.3	H20.2.29	1305	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	内外人外国在留旅行及び保護取締関係(1959年2月)	H15.12.3	H16.8.3	H20.1.11	1256	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	北朝鮮関連領事事務(1959年4月)	H15.12.16	H17.1.14	H19.10.31	1020	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	日・中共貿易(1961年1月)	H16.5.18	H19.6.17	H19.12.14	180	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日・中共貿易(1962年6月)	H16.5.18	H19.6.17	H20.3.26	283	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	中国問題情報官会議(1963年1月)	H16.5.18	H19.6.17	H19.10.19	124	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中共問題(1964年3月)	H16.5.18	H19.6.17	H20.3.31	288	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日・中共関係(1961年10月)(他1件、計2件)	H16.5.18	H19.6.17	H19.10.4	109	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日台航空(1974年4月)	H16.6.3	H18.7.3	H19.11.13	498	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日台航空(1974年3月)	H16.6.3	H18.7.3	H19.10.26	480	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日台航空(1974年4月)	H16.6.3	H18.7.3	H20.3.10	616	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	フランス・中共外交関係(1964年1月)	H16.6.4	H16.10.2	H19.9.6	1069	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1959年1月)	H16.6.29	H19.7.29	H20.1.28	183	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1959年3月)(他1件、計2件)	H16.6.29	H19.7.29	H20.2.29	215	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	日朝関係(出入国関連案件)(1959年2月)(1)(他5件、計6件)	H16.6.29	H19.7.29	H19.10.19	82	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1959年2月)(2)	H16.6.29	H19.7.29	H20.1.16	171	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1959年2月)(3)	H16.6.29	H19.7.29	H20.2.29	215	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	沖縄関係(1979年1月)	H16.7.5	H18.8.4	H19.8.17	378	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	沖縄復帰一般(1971年6月)	H16.7.5	H18.8.4	H19.7.23	353	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	沖縄問題(1968年9月)	H16.7.5	H18.8.4	H19.12.28	511	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	沖縄問題(1972年4月)	H16.7.5	H18.8.4	H19.7.27	357	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	国際捕鯨委員会(第025回)(1973年1月)(他3件、計4件)	H16.10.1	H19.7.2	H19.7.9	7	担当課において他に処理すべき開示案件が著しく多くかつ担当課における他の事務が著しく繁忙であり、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1960年3月)(他8件、計9件)	H16.10.1	H19.10.31	H19.12.5	35	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び開示請求の対象となり得る行政文書が大量(開示文書2546頁)で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1964年1月)	H16.10.1	H19.10.31	H19.12.26	56	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国連代表権問題／中共(1961年3月)(他3件、計4件)	H16.10.12	H19.11.12	H19.12.12	30	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	中共問題(1964年3月)	H16.10.25	H19.8.16	H20.3.31	228	開示請求の対象となり得る行政文書の開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	日中航空協定交渉(1974年4月)	H16.11.30	H17.10.31	H19.5.9	555	開示請求の対象となり得る行政文書の開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日中航空協定交渉(1974年1月)	H16.11.30	H17.10.31	H19.12.11	771	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	1969年11月、佐藤総理訪米	H16.12.8	H17.4.7	H20.3.4	1062	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	中国に関する第三国協議(1968年9月)	H16.12.17	H19.12.17	H20.3.3	77	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	国際連合における中国代表権問題(1966年1月)(他1件、計2件)	H17.1.25	H19.12.28	H20.2.25	59	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び開示請求の対象となり得る行政文書が大量(開示文書1072頁)で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題一件(1966年7月)	H17.1.25	H19.12.28	H20.2.5	39	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	国際連合における中国代表権問題 (1966年11月)	H17.1.25	H19.12.28	H20.2.15	49	開示請求受付後、安保理改革等事務が繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	沖縄の国際的地位に関する文書 (1952年1月から1955年12月まで)	H17.2.3	H19.2.13	H20.3.4	385	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	沖縄の米軍基地および軍用地問題に関する文書(1952年1月から1956年5月まで)	H17.2.3	H19.2.13	H20.3.19	400	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1969年11月の佐藤首相と愛知外相の訪米に関する文書	H17.4.25	H17.8.25	H20.3.14	932	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	マレーシア要人訪日関係第3巻(1964年9月)	H17.5.23	H19.9.21	H19.11.27	67	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争第7巻(1964年1月)	H17.5.23	H19.9.21	H19.10.12	21	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	マレーシア紛争第8巻(1964年5月)	H17.5.23	H19.9.21	H19.12.19	89	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争第9巻(1964年10月)	H17.5.23	H19.9.21	H19.11.30	70	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争東京会談第1巻(1963年5月)	H17.5.23	H19.9.21	H20.1.7	108	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争東京会談第2巻(1963年6月)	H17.5.23	H19.9.21	H20.2.13	145	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争東京会談第3巻(1964年6月)(他1件、計2件)	H17.5.23	H19.9.21	H20.3.31	192	対象となる行政文書が著しく大量(開示文書800頁超)かつ担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争諸外国の態度及び軍事援助タイの部(1963年1月)	H17.5.23	H19.9.21	H20.2.22	154	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	マレーシア紛争諸外国の態度及び軍事援助オーストラリアの部(1961年8月)	H17.5.23	H19.9.21	H20.1.9	110	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争 調書、資料 第1巻(1962年5月)	H17.5.23	H19.9.21	H19.10.9	18	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争第14巻(1964年2月)	H17.5.23	H19.9.21	H20.2.29	161	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	インドネシア原子力事情、協力の文書(1990年1月)(1)	H17.6.2	H19.6.1	H19.11.2	154	関係省庁との協議及び調整が必要であり、かつ当該時期に他に処理すべき案件が多く、事務処理上の困難があったため。
	インドネシア原子力事情、協力の文書(1990年1月)(2)(他1件、計2件)	H17.6.2	H19.6.1	H20.3.28	301	関係省庁との協議及び調整が必要であり、かつ当該時期に他に処理すべき案件が多く、事務処理上の困難があったため。
	原子力損害賠償制度研究(2000年1月)	H17.6.2	H19.6.1	H19.12.7	189	関係省庁との協議及び調整が必要であり、かつ当該時期に他に処理すべき案件が多く、事務処理上の困難があったため。
	日・中共関係(1970年1月)	H17.8.8	H18.1.10	H19.10.19	647	処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	国際連合における中国代表権問題 (1953年6月)(他1件、計2件)	H17.8.8	H19.1.4	H19.7.5	182	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題 (1954年7月)	H17.8.8	H19.1.4	H19.8.10	218	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	1960年1月に香港で行われた、外務省アジア局長・中国課長や日本外交官らによる中国問題に関する会議の議事録・発言録等	H17.8.11	H18.2.10	H19.10.19	616	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	北朝鮮関連領事事務(1955年10月)	H17.8.30	H18.9.29	H19.10.19	385	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	北朝鮮関連領事事務(1959年4月)	H17.8.30	H18.9.29	H19.10.31	397	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	平成16年(行情)諮問第471号(7月15日) 平成17年度(行情)答申第204号(7月26日) 審査会で一部開示決定が行われた日韓会談関係の文書全て	H17.11.4	H18.6.2	H19.7.13	406	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	日米関係(1965年2月)の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H20.3.6	266	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	日米外交(1968年1月)の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H20.2.20	251	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	日米関係(1968年8月)の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H20.1.31	231	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	日米関係(1968年12月)の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H20.2.8	239	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	日米外交(1978年3月)の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H19.10.26	134	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	日米関係(1978年10月)の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H20.1.25	225	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	外務省(在外公館を含む)が購入した美術品のリストとその価格、その保管状況がわかる資料一式(2002年度分)(他2件、計3件)	H17.11.11	H18.8.15	H20.1.7	510	対象文書の開示・不開示の決定に予想外の時間を要したため。
	1953年、在日中国人(華僑)の中国送還に関する日中(中共)間、日台間協議、外交記録	H17.12.13	H18.3.13	H20.3.13	731	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第11回現地調査(98年7月)の報告書(他3件、計4件)	H17.12.8	H19.1.16	H19.5.1	105	開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第25回現地調査(2003年8月)の報告書(他7件、計8件)	H17.12.8	H19.1.16	H19.12.14	332	開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	戦後処理(1952年4月)	H18.1.13	H19.2.13	H20.3.3	384	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1974年(昭和49年)8月朴正熙大統領夫人射殺事件(大統領暗殺未遂事件)通称:「文世光事件」=犯人は日本在住の韓国人・文世光(ムンセガン)。この事件に関するすべての文書	H18.3.10	H19.3.23	H19.12.5	257	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	マレーシア紛争 日本の態度第5巻(1965年1月)(他1件、計2件)	H18.4.6	H19.4.9	H19.12.26	261	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また、他の事務も著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	第2回アジア・アフリカ会議関係 本邦の態度 各国との協力 (1964年9月)(他1件、計2件)	H18.4.6	H19.2.28	H19.4.27	58	開示請求の対象となり得る行政文書が著しく大量(開示文書700頁超)で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	第2回アジア・アフリカ会議における各国(マレーシア、ソ連、中国)の参加状況に関する日本の情報分析・方針決定過程が分かる文書	H18.4.6	H19.2.28	H19.7.23	145	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	第2回アジア・アフリカ会議関係調書・資料のファイル(3冊)のうち、日本の政策決定に関わる文書。	H18.4.6	H19.2.28	H19.9.10	194	開示請求の対象となり得る行政文書が著しく大量(開示文書1150頁)で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	マレーシア紛争 調書・資料 第1巻(1962年5月)	H18.4.7	H19.4.9	H19.10.9	183	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また、他の事務も著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	マレーシア紛争 東京会談 第1巻 (1963年5月)	H18.4.7	H19.4.9	H20.1.7	273	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また、他の事務も著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争 東京会談 第2巻 (1963年6月)	H18.4.7	H19.4.9	H20.2.15	312	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また、他の事務も著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	日米政策企画協議(1966年11月)(他1件、計2件)	H18.4.12	H18.11.13	H19.8.10	270	開示等決定に係る省内決裁に予想以上に時間を要したため。
	1967年10月から11月にかけて三木外相とジョンソン駐日大使との間で行われた、沖縄問題に関する協議についての記録	H18.5.8	H19.6.6	H20.1.15	223	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	アジア経済開発基金問題第1巻 (1957年6月)(他2件、計3件)	H18.5.15	H19.2.28	H20.2.29	366	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
	文書ファイル名:アジア経済開発基金問題第2巻 (1956年4月)	H18.5.15	H19.2.28	H19.4.10	41	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
	文書ファイル名:アジア経済開発基金問題第4巻(1957年3月)(他1件、計2件)	H18.5.15	H19.2.28	H19.6.22	114	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	本邦対アジア地域経済技術協力関係第1巻(1951年1月)	H18.5.15	H19.2.28	H20.3.6	372	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
	本邦対アジア地域経済技術協力関係第2巻(1954年1月)	H18.5.15	H19.2.28	H19.12.14	289	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
	本邦対アジア地域経済技術協力関係アジア経済協力各省連絡委員会(1952年1月)	H18.5.15	H19.2.28	H20.3.26	392	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
	アジア経済懇談会関係一件(1953年1月)	H18.5.15	H19.2.28	H20.2.22	359	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
	1969年9月にワシントンで行われた、下田駐米大使とアメリカ側関係者との会談	H18.5.19	H19.6.18	H19.12.5	170	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1969年6月初旬にワシントンで行われた、愛知外相とロジャーズ国務長官の会談(他2件、計3件)	H18.5.19	H19.6.18	H19.8.3	46	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1969年4月下旬にワシントンで行われた、東郷アメリカ局長とアメリカ側関係者との会談	H18.5.19	H19.6.18	H20.2.25	252	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1973年11月14日に行われたキッシンジャー米国務長官と大平外相との会談(他1件、計2件)	H18.5.29	H19.6.27	H19.7.27	30	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	草の根・人間の安全保障無償資金協力事業で(2003年度)(他2件、計3件)	H18.7.6	H18.12.22	H19.4.3	102	開示請求の対象となり得る行政文書が著しく大量(開示文書5465頁)で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	1961年11月3日に行われた池田首相とラスク米国務長官との会談	H18.7.7	H19.8.6	H19.8.20	14	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1969年11月18日にワシントンで行われた、森審議官らとスナイダー沖縄担当駐日公使らとの会談	H18.7.7	H19.8.6	H19.12.27	143	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1965年7月25日のニクソン米大統領の非公式記者会見での「グアム・ドクトリン」発表に関するわが国政府の考え方、分析に関する資料	H18.7.4	H19.8.2	H20.3.13	224	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	国際連合における中国代表権問題 (1966年10月)	H18.8.23	H19.12.28	H20.2.25	59	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題 (1966年11月)	H18.8.23	H19.12.28	H20.2.20	54	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題 (1966年7月)	H18.8.23	H19.12.28	H20.2.5	39	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	1973年11月14日、15日のヘンリー・キッシンジャー米国国務長官と田中角栄首相、大平正芳外相、(可能であれば)中曽根康弘通算相の会談記録	H18.8.25	H19.9.25	H19.11.29	65	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	日中貿易(1972年3月)	H18.9.1	H19.4.2	H19.5.14	42	他にも開示請求が多く、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	日・中共経済(1965年5月)	H18.9.1	H19.4.2	H19.8.21	141	他にも開示請求が多く、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	日・中共貿易(1969年2月)	H18.9.1	H19.4.2	H20.3.27	360	他にも開示請求が多く、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	中国問題情報官会議(1965年1月) (他5件、計6件)	H18.9.1	H19.4.2	H19.10.4	185	他にも開示請求が多く、調査・審査する行政文書が全体として著しく大量(開示文書1701頁)であり、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	中国問題情報官会議(1967年1月)	H18.9.1	H19.4.2	H19.10.19	200	他にも開示請求が多く、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	中国問題情報官会議(1959年1月)	H18.9.1	H19.4.2	H19.8.21	141	他にも開示請求が多く、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	1969年7月26日からのニクソン米大統領のフィリピン、タイ、インドネシア訪問に関するわが国での分析に関する資料	H18.8.21	H19.10.1	H20.2.20	142	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また、他の事務も著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	1979年3月5日、園田外相訪米の際の日本と米国との間の外相会談の記録ほか	H18.9.15	H19.10.15	H20.2.27	135	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	田中総理インドネシア訪問(1973年11月)	H18.9.11	H18.12.28	H19.12.26	363	延長期限に先立つ平成18年12月中旬に予定されていた東アジア・サミットが、台風のために直前にキャンセルされ、翌年1月に改めて開催され、キャンセルへの対応及び日程の再調整のために当初想定されていなかった多量の業務が発生したため、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1961年の国連総会において可決された、中国代表権問題に関する「重要事項指定」決議案	H18.9.19	H19.10.31	H19.11.7	7	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	1973年の日石油危機と日米間等	H18.9.28	H19.9.28	H19.12.7	70	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	田中総理訪米(1973年5月)	H18.9.29	H19.5.1	H19.7.18	78	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	田中総理訪米(1973年7月)	H18.9.29	H19.5.1	H19.6.29	59	対象となり得る行政文書が著しく大量(開示文書1370頁)で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1973年10月田中角栄首相・大平正芳外相、ブレジネフ・ソ連共産党書記長・コスイギン首相・グロムイコ外相と会談(モスクワ)議事録	H18.9.29	H18.11.29	H19.10.29	334	当該行政文書の開示・不開示の審査に慎重な判断が求められたため。また、開示請求受付後、2006年11月のAPEC首脳会合における日露首脳会談、2007年1月の日露戦略対話、同年2月のフラトコフ・ロシア首相の訪問、同年5月の麻生外務大臣の訪露等当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1979年12月ヴァンス米国国務長官と大来佐武郎外相の会談記録	H18.10.30	H19.11.29	H20.3.14	106	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1980年5月米大平首相とカーター米国大統領の日米首脳会談の記録	H18.10.30	H19.11.29	H19.12.10	11	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1973年の石油危機への対応を協議する局際委員会の会議資料	H18.10.30	H19.6.15	H19.7.17	32	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	1973年8月の田中角栄総理訪米の際の会談記録	H18.10.27	H19.11.26	H19.12.14	18	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1981年9月に二階堂進自民党総務会長が訪中した際の、日程表、中国側要人との会見記録	H18.10.30	H19.11.29	H20.2.15	78	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国遺棄化学兵器問題の各現地調査の内容・結果が具体的にわかる文書	H18.11.8	H19.3.8	H19.5.1	54	開示請求の対象となり得る行政文書の開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	2000年3月～9月 日・シンガポール共同検討会合の議事録	H18.11.17	H19.7.2	H20.2.25	238	平成19年8月の安倍総理のマレーシア・インドネシア訪問準備のために多忙を極めた。その結果、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	小淵・ゴーチョクトン会合(1999年12月)の議事録等	H18.11.17	H19.7.2	H20.1.10	192	平成19年8月の安倍総理のマレーシア・インドネシア訪問準備のために多忙を極めた。その結果、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	森・ゴーチョクトン会合(2000年11月)の議事録等	H18.11.17	H19.7.2	H19.12.26	177	平成19年8月の安倍総理のマレーシア・インドネシア訪問準備のために多忙を極めた。その結果、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1985年8月15日の中曽根首相による靖国神社公式参拝について、中国、韓国などアジア各国からの反応や各国への説明などに関する文書	H18.12.4	H19.3.5	H19.5.14	70	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
	大平外相(1962-1964年)の日韓交渉に関する外務省記録	H18.12.4	H19.6.20	H20.2.27	252	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	ASPACへの参加を決めるまでの日本政府内の政策決定過程が分かる文書(64年9月～66年6月)	H18.12.22	H19.4.2	H19.12.14	256	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に予想外に時間を要したため。
	1973年12月 日本・インドネシアコロンビアの詳細が分かる資料等	H19.2.2	H19.5.31	H20.1.8	222	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく大量であり、また他の事務が著しく繁忙であるため、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	佐藤総理訪米(1970年9月)	H19.2.8	H20.3.10	H20.3.26	16	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定(平成7年)	H19.1.22	H19.5.31	H19.7.26	56	担当課において他に処理すべき開示請求案件が大量であり、また他の事務が著しく繁忙であることもあり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	環太平洋連帯構想(1979年7月)	H19.4.5	H19.11.5	H20.2.28	115	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に予想外に時間を要したため。
	外務省が所有する美術品を売却もしくは廃棄処分するために過去5年間に作成した文書一覧	H19.4.23	H19.12.28	H20.1.7	10	対象文書の開示・不開示の決定に予想外の時間を要したため。
	本邦移動大使関係(1957年4月)	H19.7.6	H19.11.2	H19.11.22	20	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示不開示の決定等に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	日本・サウジアラビア二国間経済関係／経済協力関係10(1974年8月)	H19.7.30	H19.12.20	H20.3.11	82	開示請求対象文書が在外公館に保存されており、取り寄せる必要があったとともに、開示・不開示の審査に慎重な判断が求められるものであったため。
特許庁	平成18年意匠法改正に係る法制局資料、法制局議事録、検討資料、その他一切の文書(審議室保管分)	H19.7.24	H19.11.30	H20.1.10	41	開示請求の対象文書が大量 開示文書量(約6300枚)

○延長手続を採っていない事案で、30日を超過しているもの(資料5)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	平成4年2月27日のジュネーブ軍縮会議で中国代表が述べた”中国自らの遺棄科学兵器多量処理”においては、どのような内容の廃棄処理技術や環境対策が採用されていたのかが、具体的に分かる文書	H18.1.25	H18.3.6	756	開示請求の対象となり得る行政文書の開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1970年3月31日から4月5日にかけて、「よど号事件」に関する在韓国日本大使館と本省との公電のやりとりの記録	H18.7.20	H18.8.19	590	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	1969年4月に在米日本大使館が沖縄問題についてアメリカ側と協議した内容を記録した資料	H18.6.30	H18.8.10	599	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	H20.5.1付けで開示決定等を行った
	1990年5月の創価学会第7次訪中団に関する文書	H18.10.6	H18.11.5	512	開示請求の対象となり得る行政文書の開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	中曽根首相と趙紫陽首相との会談(1985年)	H18.11.13	H18.12.13	474	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	中国における遺棄化学兵器処理事業において、外部委託した内容が分かる文書(事業開始から現在まで)	H18.11.24	H18.12.24	463	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	2000年10月の朱鎔基首相訪日に関する文書 (他1件、計2件)	H18.12.5	H19.1.4	452	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	中台関係につき特定ファイルに綴られている 文書全て(他1件、計2件)	H19.1.12	H19.2.11	414	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1987年6月の第5回日中閣僚会議に関する文書 (他1件、計2件)	H19.3.19	H19.4.18	348	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	中国国連代表権問題に関する文書(他2件、 計3件)	H19.3.30	H19.4.29	337	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

○延長手続を採っている事案で、延長した期限を過ぎているもの(資料6)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1984年5月に来日した姫鵬飛国務委員と安倍外相ら日本側要人の会談記録	H17.10.21	H17.12.20	832	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	竹入元公明委員長の中国訪問時、竹入氏に関する発言の文書の全部	H18.8.9	H18.11.4	513	開示請求の対象となり得る行政文書の開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1972年1月の佐藤・ニクソン会談の記録	H19.9.20	H19.11.19	133	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	昭和30年1月～昭和35年12月のアジア公館長会議の議事録	H19.9.3	H19.11.2	150	開示請求に係る行政文書の開示・不開示に慎重な審査を必要とし、また同時期に処理すべき開示請求が重なり、開示請求の処理に予想外に時間を有したため。	H20.5.26付けで開示決定等を行った。
	ASEAN拡大外相会議・日本－ASEAN外相会議(1982年6月)関連文書	H19.11.12	H20.1.7	84	同時期に処理すべき開示請求案件が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、予想外に処理に時間を要したため。	H20.4.11付けで開示決定等を行った。
	東アジア・大洋州地域大使会議(1982年10月)関連文書	H19.11.12	H20.1.7	84	同時期に処理すべき開示請求案件が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、予想外に処理に時間を要したため。	H20.4.22付けで開示決定等を行った。

○法第11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの(資料7)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
内閣府	遺棄化学兵器処理事業において、1. 再委託先、再委託理由、再委託先の選定方法が分かる文書 2. 業務委託金額の積算根拠が分かる文書(H18年度～13年度分)	H18.12.8	H19.10.31	152	対象となる行政文書が大量(約200枚)であるとともに、国会対応業務、他の開示請求案件の処理等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
外務省	北朝鮮の核兵器開発問題	H14.12.27	H16.1.26	1526	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	在日朝鮮人の北朝鮮への帰還に関する文書(1955年～1959年)	H15.11.17	H16.8.3	1336	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	領事・移住関係文書(他12件、計13件)	H15.12.3	H16.8.3	1336	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	イラン関係文書(他5件、計6件)	H15.12.16	H19.8.15	229	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができないため。	
	韓国及び北朝鮮関係司法・警察案件(特定期間)	H15.12.16	H17.1.14	1172	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	大韓航空機爆破事件のに関する報告書(他7件、計8件)	H15.12.22	H17.1.21	1165	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	日韓漁業協定記録	H16.1.30	H17.12.31	821	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	H20.6.13付けで開示決定等を行った。
	日韓基本条約の両国間の交渉記録	H16.1.30	H18.2.28	762	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	H20.6.13付けで開示決定等を行った。
	日・中共貿易(1961年6月)(他2件、計3件)	H16.5.18	H19.6.17	288	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	中国問題情報官会議(1960年1月)(他2件、計3件)	H16.5.18	H19.6.17	288	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため(開示文書2000頁)。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H20.4.3、4.11、4.15付けで開示決定等を行った。
	日・中共関係(1962年6月)	H16.5.18	H19.6.17	288	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H20.4.24付けで開示決定等を行った。
	日台関係(1975年1月)(他3件、計4件)	H16.6.3	H18.7.3	637	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1958年1月から同年8月までの沖縄軍用地政策及びそれに関する外務省資料	H16.6.4	H17.7.4	1001	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	日朝関係(出入国関連案件)(1953年4月)(他12件、計13件)	H16.6.29	H19.7.29	246	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	沖縄問題／韓国関連(1969年2月)(他2件、計3件)	H16.7.5	H19.8.4	240	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	2004年7月8日～18日に、曾我ひとみさんが家族と再会するためにインドネシアに滞在したことに関して、外務省ないし日本政府が支出したことを示す会計関係の書類	H16.8.13	H16.12.17	1200	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	韓国在住もしくは日本在住の韓国籍の原爆被爆者に関する文書	H16.11.11	H17.12.12	840	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	1954年－1957年、北朝鮮地域の未帰還邦人引揚に関する日朝間交渉等(他2件、計3件)	H16.11.18	H19.12.21	101	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	1956年2月-3月、北朝鮮地域の未帰還邦人引揚に関する日朝間(赤十字社間)平壤交渉に関する文書(他1件、計2件)	H16.11.18	H18.12.21	466	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	軍事郵便貯金に関する文書	H16.11.5	H17.3.7	1120	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	北朝鮮未帰還邦人引揚関係 外務省・厚生省・日本赤十字社の三者会議の文書(1955年7月)(他2件、計3件)	H16.11.24	H18.12.21	466	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	日韓基本条約の締結に至るまでの日韓両国間で行われた外交交渉議事録及び関連文書	H16.12.15	H20.1.15	76	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	中国に関する第三国協議(1969年12月)	H16.12.17	H19.12.17	105	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H20.4.22付けで開示決定等を行った。
	中国に関する第三国協議(1969年12月)	H16.12.17	H19.12.17	105	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	日・中共関係(1969年12月)	H17.1.5	H20.1.28	63	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H20.4.10付けで開示決定等を行った。
	日中国交正常化(1965年9月)	H17.1.17	H20.1.28	63	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	北朝鮮関連領事事務(1956年6月)(他1件、計2件)	H17.1.18	H20.2.18	42	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	日中関係(1970年10月)(他1件、計2件)	H17.2.7	H20.3.7	24	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1985年10月のニューヨークにおける中曽根・趙紫陽会談の記録(総括)。	H17.2.9	H18.5.9	692	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H20.6.10付けで開示決定等を行った。
	1956年6月から同年12月までの沖縄軍用地政策等	H17.2.15	H17.8.17	957	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	H20.4.2付けで開示決定等を行った。
	1970年7月第4次日韓定期閣僚会議等に関する文書	H17.3.3	H19.4.4	362	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	1966年8月 長谷川代議士を団長とする抑留日本人墓参の代表団がウランバートルなどを訪問した記録	H17.5.11	H18.2.13	777	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1956年2月-3月、北朝鮮地域の未帰還邦人引揚のため日本赤十字社と北朝鮮赤十字会の間に行われた平壤交渉に関連する資料。	H17.5.11	H18.6.9	661	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	マレーシア紛争 英国	H17.5.23	H19.9.21	192	関係課が多数に及んだため、関係各課の事情・繁忙により最終的な全体としての開示決定を下すのに、予想外の時間を要しているため。	
	マレーシア紛争 米国	H17.5.23	H19.9.21	192	関係課が多数に及んだため、関係各課の事情・繁忙により最終的な全体としての開示決定を下すのに、予想外の時間を要しているため。	H20.6.10付けで開示決定等を行った。
	インド・パキスタン関係文書(1983年12月)	H17.6.2	H19.6.1	304	関係省庁との協議及び調整が必要であり、かつ当該時期に他に処理すべき案件が多く、事務処理上の困難があるため。	
	日中平和友好条約関係文書	H17.8.8	H18.1.10	811	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1960年11月の中国問題に詳しい日本外交官らによる会議関連文書(他1件、計2件)	H17.8.11	H18.2.10	780	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となっている行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H20.4.11付けで開示決定等を行った。
	北朝鮮関連領事事務(1956年6月)(他3件、計4件)	H17.8.30	H18.9.29	549	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	国連海洋法条約に基づき、中国が日本近海で海洋調査を実施するに当たり、日本側に事前申請した書類一式及びその日本側回答(2000年以降)(他1件、計2件)	H17.11.2	H18.7.31	609	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	日米関係雑件(1965年1月)	H17.11.7	H19.6.14	291	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1974年3月～4月の日中航空協定締結交渉に関する文書	H17.11.10	H18.8.31	578	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H20.4.16付けで開示決定等を行った。
	1975年8月のシュレジンジャー米国防長官訪日(他2件、計3件)	H18.2.27	H20.3.27	4	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	H20.4.4付けで開示決定等を行った。
	1977年1月のモンデール米国副大統領訪日(他6件、計7件)	H18.2.27	H20.3.27	4	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	1980年12月のブラウン米国防長官訪日	H18.2.27	H20.3.27	4	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	H20.4.16付けで開示決定等を行った。
	1972年8～9月の田中角栄首相訪米(他3件、計4件)	H18.2.27	H20.3.27	4	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	H20.5.1付けで開示決定等を行った。
	1975年8月の三木武夫首相訪米	H18.2.27	H20.3.27	4	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	H20.4.21付けで開示決定等を行った。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1978年4月の福田赳夫首相訪米	H18.2.27	H20.3.27	4	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	H20.5.23付けで開示決定等を行った。
	1987年11月30日から12月15日までに在バーレーン日本大使館と外務省本省でやりとりされた大韓航空機行方不明事件に関する通信・電信・電報記録のすべて(他1件、計2件)	H18.3.2	H19.3.23	374	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	米国大使館における過去3年間の天皇誕生日レセプションの具体的予算等(他7件、計8件)	H18.3.3	H18.9.1	577	対象文書の開示・不開示の決定に予想外の時間を要しているため。	
	戦後処理(戦犯名簿など)(他1件、計2件)	H18.3.17	H20.3.17	14	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	H20.5.1付けで1件につき開示決定等を行った。
	マレーシア紛争 東京会談(1964年6月)	H18.4.7	H19.4.7	359	関係課が多数に及んだため、関係各課の事情・繁忙により最終的な全体としての開示決定を下すのに、予想外の時間を要しているため。	H20.4.25付けで開示決定等を行った。
	査証発給に関する事務手続を定めた文書	H18.5.21	H18.10.31	517	対象文書の内容が専門的であり開示・不開示部分の決定のための精査に予想以上の時間を要したため。	
	1968年から1969年にかけて開催された、沖縄基地問題研究会に関する記録	H18.5.19	H19.6.18	287	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	大平総理中国訪問(1979年)	H18.5.25	H18.8.24	585	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	東南アジア開発閣僚会議関係(1968年4月)	H18.6.13	H19.1.31	425	関係課が多数に及んだため、関係各課の事情・繁忙により最終的な全体としての開示決定を下すのに、予想外の時間を要しているため。	H20.6.13付けで開示決定等を行った。
	中国国連代表権問題(1971年5月)(他1件、計2件)	H18.6.23	H18.10.23	525	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1958年8月から10月にかけて日本が台湾海峡情勢につき米国・中華民国の要人と行った談話の記録(他2件、計3件)	H18.8.1	H19.1.4	452	開示請求の対象となり得る行政文書の開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	日中貿易(他2件、計3件)	H18.9.1	H19.3.30	367	開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1998年8月トウカセン外交部部長と高村正彦外務大臣との会談記録他(他1件、計2件)	H18.9.5	H19.1.5	451	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	東ティモールの人権状況に関する資料	H18.9.6	H20.1.4	87	関係課が多数に及んだため、関係各課の事情・繁忙により最終的な全体としての開示決定を下すのに、予想外の時間を要しているため。	
	1975年4月の宮澤喜一外相訪米の会談記録(他2件、計3件)	H18.10.27	H19.11.26	126	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	中国共産党第12回大会(1982年9月)に関する文書(他7件、計8件)	H18.10.30	H19.11.29	123	対象となる行政文書の特定に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1979年9月に中国の谷牧副総理が訪日した際の記録	H18.10.30	H19.11.29	123	対象となる行政文書の特定に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H20.4.11付けで開示決定等を行った。
	1980年10月の大来佐武郎氏訪中の記録(他1件、計2件)	H18.10.30	H19.11.29	123	対象となる行政文書の特定に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H20.6.10付けで開示決定等を行った。
	対ロシア支援(シベリア鉄道関係(1997年8月))	H18.11.10	H19.6.11	294	開示請求受付後、人事異動に伴う担当替えや人員削減、国会対応、北方四島住民に対する緊急人道支援等、当初予測し得なかった業務過多が発生し、また通常業務中、日本センターの税、借料問題等ロシアの突然の法改正に伴う対応に業務量が急増し、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	1952年4月25日付けで竹島問題に関し、韓国政府あてに日本外務省から発出された口上書	H18.11.30	H19.3.30	367	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	2004年11月9日～14日の第3回日朝実務者協議	H18.12.18	H19.12.28	94	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	佐藤総理訪米(1970年10月)	H19.2.8	H20.3.10	21	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	1966年5月の松村謙三衆議院議員の中国訪問	H19.2.28	H20.3.31	0	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H20.4.18付けで開示決定等を行った。
	特定公館における特定期間支出関連書類一切	H19.6.19	H20.1.18	73	対象文書の開示・不開示の決定に予想外の時間を要しているため。	H20.6.9付けで開示決定等を行った。
	日韓共同未来プロジェクトの議事録	H19.9.6	H20.2.6	54	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	H20.4.7付けで開示決定等を行った。
	中共・北朝鮮関係(1969年10月)	H19.12.21	H20.3.21	10	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
特許庁	平成10年意匠法改正に係る法制局資料、法制局議事録、検討資料、その他一切の文書(審議室保管分)	H19.7.24	H20.1.31	60	開示請求の対象文書が大量 開示文書量(約35000枚)	

○法第11条を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したもの(資料8)

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
内閣府	中国遺棄化学兵器処理事業 事業の管理・所有・運営計画検討報告書	H18.11.1	H20.3.19	504	対象となる行政文書が大量(約200枚)であるとともに、国会対応業務、他の開示請求案件の処理等、事務が繁忙であり、開示請求処理に時間を要したため。
	中華人民共和国吉林省ハルバ嶺地区砲弾埋設地探査業務探査報告書	H18.11.1	H20.2.29	485	対象となる行政文書が大量(約100枚)であるとともに、国会対応業務、他の開示請求案件の処理等、事務が繁忙であり、開示請求処理に時間を要したため。
	発掘回収事業関連施設等の維持管理・運営業務の実施及び実施準備業務に関する調査報告書	H18.11.1	H20.2.29	485	対象となる行政文書が大量(約500枚)であるとともに、国会対応業務、他の開示請求案件の処理等、事務が繁忙であり、開示請求処理に時間を要したため。
	遺棄化学兵器処理技術に関する調査報告書(個別の検討業務に関するもの一式)	H18.11.1	H20.2.29	485	対象となる行政文書が大量(約1200枚)であるとともに、国会対応業務、他の開示請求案件の処理等、事務が繁忙であり、開示請求処理に時間を要したため。
宮内庁	侍従職事務日誌(昭和26年)	H14.6.10	H19.5.7	1792	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
	侍従職事務日誌(昭和26年)	H14.6.10	H19.5.15	1800	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
	侍従職事務日誌(昭和26年)	H14.6.10	H19.7.2	1848	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
宮内庁	侍従職事務日誌(昭和20年8月～12月)	H16.1.22	H19.8.31	1317	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
	秘書課資料関係録昭和27年 皇太子成年式立太子の礼	H15.5.21	H19.9.27	1590	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
警察庁	都道府県警察の管理する小型警ら車、無線警ら車にかかる物品亡失(損傷)報告書(2005年度)	H18.9.20	H20.1.31	491	本書類は著しく大量(約2500枚)で、かつ複数にわたる関係部局との調整が必要であったため。
外務省	国連代表権問題/中共(1969年1月)	H15.1.7	H19.7.5	1640	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	1998年の国連タジキスタン監視団(UNMOT)への人材派遣の決定について作成・取得した文書一切	H15.4.4	H19.10.23	1659	2007年の外務大臣政務官のアゼルバイジャン・ウズベキスタン訪問、バキーエフ・キルギス大統領訪日をはじめとする中央アジア・コーカサス地域の要人往来並びに政治対話の準備等をはじめとする事務繁忙のため。
	北朝鮮関係(他5件、計6件)	H15.8.4	H20.3.31	1697	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。
	1971年末のインド・パキスタン紛争と日本の対応(1971年11月)	H15.11.12	H19.9.28	1411	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1971年末のインド・パキスタン紛争と日本の対応(1971年12月)	H15.11.17	H19.9.28	1411	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	領事・移住関係(1955年10月)	H15.11.17	H19.10.19	1420	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	領事・移住関係(1959年4月)	H15.12.3	H19.10.31	1428	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	内外人外国在留旅行及び保護取締関係(1959年1月)	H15.12.3	H20.1.28	1517	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	内外人外国在留旅行及び保護取締関係(1959年3月)(他2件、計3件)	H15.12.3	H20.2.29	1549	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	内外人外国在留旅行及び保護取締関係(1959年2月)	H15.12.3	H20.1.11	1500	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	中近東(イラン)関係(1996年9月)	H15.12.16	H19.8.15	1338	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。
	北朝鮮関連領事事務(1959年4月)	H15.12.16	H19.10.31	1415	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	日・中共貿易(1961年1月)	H16.5.18	H19.12.14	1305	他にも開示請求が多く、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	日・中共貿易(1962年6月)	H16.5.18	H20.3.26	1408	他にも開示請求が多く、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	中国問題情報官会議(1960年1月)	H16.5.18	H19.5.9	1086	他にも開示請求が多く、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	中国問題情報官会議(1963年1月)	H16.5.18	H19.10.19	1249	他にも開示請求が多く、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	中共問題(1964年3月)	H16.5.18	H20.3.31	1413	他にも開示請求が多く、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	日・中共関係(1961年10月)(他1件、計2件)	H16.5.18	H19.10.4	1234	他にも開示請求が多く、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日台航空(1974年4月)	H16.6.3	H19.11.13	1258	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日台航空(1974年3月)	H16.6.3	H19.10.26	1240	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日台航空(1974年4月)	H16.6.3	H20.3.10	1376	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	フランス・中共外交関係(1964年1月)	H16.6.4	H19.9.6	1189	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要しているため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1959年1月)	H16.6.29	H20.1.28	1308	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1959年3月)(他2件、計3件)	H16.6.29	H20.2.29	1340	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1959年2月)(他5件、計6件)	H16.6.29	H19.10.19	1207	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1959年2月)	H16.6.29	H20.1.16	1296	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	沖縄関係(1979年1月)	H16.7.5	H19.8.17	1138	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	沖縄復帰一般(1971年6月)	H16.7.5	H19.7.23	1113	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	沖縄問題(1968年9月)	H16.7.5	H19.12.28	1271	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	沖縄問題(1972年4月)	H16.7.5	H19.7.27	1117	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	国際捕鯨委員会(1967年2月)(他4件、計5件)	H16.9.29	H19.5.25	968	担当課において他に処理すべき開示案件が著しく多くかつ担当課における他の事務が著しく繁忙であり、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	国際捕鯨委員会(第20回)(1967年3月)(他2件、計3件)	H16.9.29	H19.5.29	972	担当課において他に処理すべき開示案件が著しく多くかつ担当課における他の事務が著しく繁忙であり、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	国際捕鯨委員会(1968年7月)(他2件、計3件)	H16.9.29	H19.5.30	973	担当課において他に処理すべき開示案件が著しく多くかつ担当課における他の事務が著しく繁忙であり、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	国際捕鯨委員会(1971年10月)(他2件、計3件)	H16.9.29	H19.4.3	916	担当課において他に処理すべき開示案件が著しく多くかつ担当課における他の事務が著しく繁忙であり、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	国際捕鯨委員会(第25回)(1973年1月)(他3件、件4件)	H16.10.1	H19.7.9	1011	担当課において他に処理すべき開示案件が著しく多くかつ担当課における他の事務が著しく繁忙であり、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1960年3月)(他8件、計9件)	H16.10.1	H19.12.5	1160	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量(開示文書約2500頁)で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1961年1月)	H16.10.1	H19.10.26	1120	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1961年12月)	H16.10.1	H19.10.29	1123	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1964年1月)	H16.10.1	H19.12.26	1181	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	国連代表権問題／中共(1961年3月)(他3件、計4件)	H16.10.12	H19.12.12	1156	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	中共問題(1964年3月)	H16.10.25	H20.3.31	1253	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	第1回日米貿易経済合同委員会(1961年11月)(他2件、計3件)	H16.10.28	H19.9.19	1056	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量(開示文書2058頁)で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	日中航空協定交渉(1974年4月)	H16.11.30	H19.5.9	890	開示請求の対象となりうる行政文書の開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日中航空協定交渉(1974年1月)	H16.11.30	H19.12.11	1106	開示請求の対象となりうる行政文書の開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	1969年11月、佐藤総理訪米	H16.12.8	H20.3.4	1182	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	中国に関する第三国協議(1968年9月)	H16.12.17	H20.3.3	1172	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日・中華民国関係(1966年5月)(他1件、計2件)	H16.12.27	H19.11.14	1052	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日・中共関係(1967年1月)	H17.1.5	H19.5.7	852	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日中国交正常化(1968年4月)	H17.1.17	H19.11.9	1026	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	1964年7月に行われた日本の対国連外交についての松井明国連大使とクリーブランド国務次官補との会談	H17.1.17	H19.7.5	885	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	1963年11月27日に行われた日本の対国連外交についての斉藤鎮男国連局長とクリーブランド国務次官補との会談	H17.1.17	H19.12.28	1061	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	1989年秋に国連局で作成されたカンボジア和平案に関する文書	H17.1.17	H19.12.14	1061	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	北朝鮮関連領事事務(1955年10月)(他3件、計4件)	H17.1.18	H19.10.19	1004	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	北朝鮮関連領事事務(1959年4月)	H17.1.18	H19.10.31	1016	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	国際連合における中国代表権問題(1965年7月)	H17.1.25	H19.12.26	1065	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1966年1月)	H17.1.25	H20.2.25	1126	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1966年7月)	H17.1.25	H20.2.5	1106	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1966年11月)	H17.1.25	H20.2.15	1116	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1966年8月)(他1件、計2件)	H17.1.25	H19.12.27	1066	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量(開示文書700頁超)で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1966年10月)	H17.1.25	H20.2.25	1126	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1952年1月から1955年12月までの間の沖縄の国際的地位に関する文書	H17.2.3	H20.3.4	1125	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1952年1月から1956年5月までの間の沖縄の米軍基地および軍用地問題に関する文書	H17.2.3	H20.3.19	1140	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	日中関係(1970年10月)(他2件、計3件)	H17.2.7	H20.3.7	1124	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	北朝鮮関連領事事務 諸外国並に諸外国間領事関係(1955年10月)	H17.3.15	H19.10.19	948	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	北朝鮮関連領事事務 諸外国並に諸外国間領事関係(1959年4月)	H17.3.15	H19.10.31	960	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	日中国交正常化(1971年8月)	H17.4.8	H19.5.7	759	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	全米熱帯まぐろ類委員会(1961年1月1日)(他13件、計14件)	H17.4.12	H19.10.2	903	担当課において他に処理すべき開示案件が著しく多くかつ担当課における他の事務が著しく繁忙であり、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1969年11月の佐藤首相と愛知外相の訪米	H17.4.25	H20.3.14	1054	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	日中関係(1972年10月)(1)	H17.5.9	H20.2.25	1022	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日中関係(1972年10月)(2)	H17.5.9	H19.5.7	728	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日中関係(1972年10月)(3)	H17.5.9	H19.12.13	948	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日・マレーシア要人会談(1964年6月)(他1件、計2件)	H17.5.23	H19.9.21	851	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	マレーシア要人訪日関係第3巻(1964年9月)	H17.5.23	H19.11.27	918	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争 第2巻(1962年1月)(他4件、計5件)	H17.5.23	H19.9.21	851	対象となる行政文書が著しく大量(開示文書700頁超)かつ担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	マレーシア紛争第7巻(1964年1月)	H17.5.23	H19.10.12	872	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争第8巻(1964年5月)	H17.5.23	H19.12.19	940	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争第9巻(1964年10月)	H17.5.23	H19.11.30	921	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争 東京会談第1巻(1963年5月)	H17.5.23	H20.1.7	959	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争 東京会談第2巻(1963年6月)	H17.5.23	H20.2.13	996	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争 東京会談第3巻(1964年6月)(他1件、計2件)	H17.5.23	H20.3.31	1043	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争 諸外国の態度及び軍事援助タイの部(1963年1月)	H17.5.23	H20.2.22	1005	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	マレーシア紛争 諸外国の態度及び軍事援助 オーストラリアの部(1961年8月)	H17.5.23	H20.1.9	961	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争 調書、資料 第1巻(1962年5月)	H17.5.23	H19.10.9	869	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争第14巻(1964年2月)	H17.5.23	H20.2.29	1012	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	日中国交正常化(1972年3月)	H17.5.24	H19.5.7	713	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日中国交正常化(1972年10月)	H17.5.24	H20.3.11	1022	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	アジア原子力地域協力協定(1999年1月)(他4件、計5件)	H17.6.2	H19.6.1	729	開示請求に係る行政文書が大量(開示文書2789頁)であり、関係省庁との協議及び調整が必要であり、かつ当該時期に他に処理すべき案件が多く、事務処理上の困難があったため。
	インドネシア原子力事情、協力(1990年1月)	H17.6.2	H19.11.2	883	関係省庁との協議及び調整が必要であり、かつ当該時期に他に処理すべき案件が多く、事務処理上の困難があったため。
	インドネシア原子力事情、協力(1990年1月)(他1件、計2件)	H17.6.2	H20.3.28	1030	関係省庁との協議及び調整が必要であり、かつ当該時期に他に処理すべき案件が多く、事務処理上の困難があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	原子力損害賠償制度研究(2000年1月)	H17.6.2	H19.12.7	918	関係省庁との協議及び調整が必要であり、かつ当該時期に他に処理すべき案件が多く、事務処理上の困難があったため。
	日華平和条約関係第2巻(1952年1月)(他2件、計3件)	H17.7.1	H20.1.11	924	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日・中共関係(1970年1月)	H17.8.8	H19.10.19	802	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	国際連合における中国代表権問題(1953年6月)(他1件、計2件)	H17.8.8	H19.7.5	696	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1954年7月)	H17.8.8	H19.8.10	732	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	「米軍基地」に綴られている文書の全て(他4件、計5件)	H17.8.16	H19.9.18	763	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多くまた担当課における他の事務が著しく繁忙であり開示請求日から平成19年9月18日までの期間にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	1960年1月に香港で行われた、外務省アジア局長・中国課長や日本外交官らによる中国問題に関する会議	H17.8.11	H19.10.19	799	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	北朝鮮関連領事事務(1955年10月)	H17.8.30	H19.10.19	780	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	北朝鮮関連領事事務(1959年4月)	H17.8.30	H19.10.31	792	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	特定課長に関連する文書(平成16年6月～平成17年3月)(他1件、計2件)	H17.10.7	H19.7.31	662	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多くまた担当課における他の事務が著しく繁忙であり開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	平成16年(行情)諮問第471号(7月15日) 平成17年度(行情)答申第204号(7月26日) 審査会で一部開示決定が行われた日韓会談関係の文書全て	H17.11.4	H19.7.13	616	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	日米関係(1965年2月)	H17.11.7	H20.3.6	850	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	日米外交(1968年1月)	H17.11.7	H20.2.20	835	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	日米関係(1968年8月)	H17.11.7	H20.1.31	815	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日米関係(1968年12月)	H17.11.7	H20.2.8	823	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	日米外交(1978年3月)	H17.11.7	H19.10.26	718	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	日米関係(1978年10月)	H17.11.7	H20.1.25	809	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	外務省(在外公館を含む)が購入した美術品のリストとその価格、その保管状況がわかる資料一式(2002年度分)(他2件、計3件)	H17.11.11	H20.1.7	783	対象文書の開示・不開示の決定に予想外の時間を要したため。
	1953年、在日中国人(華僑)の中国送還に関する日中(中共)間、日台間協議等	H17.12.13	H20.3.13	821	担当課において他に処理すべき開示請求案件が多く、また他の事務も繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書第11回現地調査(98年7月)の報告書(他3件、計4件)	H17.12.8	H19.5.1	500	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書第25回現地調査(2003年8月)の報告書(他7件、計8件)	H17.12.8	H19.12.14	727	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	戦後処理(1952年4月)	H18.1.13	H20.3.3	780	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約)(1976年1月)	H18.1.27	H19.7.20	539	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。また、当省以外の関係省庁及び地方公共団体等から提供された情報が含まれている等、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約)(1978年2月)(他13件、計14件)	H18.1.27	H19.8.3	553	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量(開示文書7252頁)で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。また、当省以外の関係省庁及び地方公共団体等から提供された情報が含まれている等、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	1977年3月の福田赳夫首相訪米	H18.2.27	H20.2.12	715	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1972年6月のキッシンジャー米国大統領補佐官訪日	H18.2.27	H20.3.14	746	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1973年7月の田中角栄首相訪米(他4件、計5件)	H18.2.27	H20.1.18	690	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1974年5月の大平正芳外相訪米(他1件、計2件)	H18.2.27	H20.1.25	697	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1979年4月の園田直外相訪米	H18.2.27	H20.2.27	730	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1974年8月韓国ソウルで発生した朴正熙大統領夫人射殺事件に関するすべての文書	H18.3.10	H19.12.5	635	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	戦後処理(1953年9月)	H18.3.17	H20.3.12	726	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	戦後処理(1953年10月)(他19件、計20件)	H18.3.17	H20.3.17	731	対象となりうる行政文書が著しく大量(開示文書1173頁)で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	戦後処理(1952年10月)	H18.3.17	H20.2.29	714	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	戦後処理(1953年5月)	H18.3.17	H20.3.5	719	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	戦後処理(1953年12月)	H18.3.17	H20.2.7	692	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	戦後処理(1955年1月)(他6件、計7件)	H18.3.17	H20.2.22	707	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	戦後処理(1958年1月)(他1件、計2件)	H18.3.17	H20.2.8	693	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	戦後処理(1952年6月)	H18.3.17	H19.11.6	599	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	マレーシア紛争 日本の態度 第5巻 (1965年1月)(他1件、計2件)	H18.4.6	H19.12.26	629	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多くまた、他の事務も著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	第2回アジア・アフリカ会議関係 本邦の態度 各国との協力 (1964年9月)(他1件、計2件)	H18.4.6	H19.4.27	386	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しており、また要人往来の事務の繁忙により開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	第2回アジア・アフリカ会議における各国(マレーシア、ソ連、中国)の参加状況に関する日本の情報分析・方針決定過程が分かる文書	H18.4.6	H19.7.23	473	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しており、また要人往来の事務の繁忙により開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	第2回アジア・アフリカ会議関係調書・資料のファイル(3冊)のうち、日本の政策決定に関わる文書。	H18.4.6	H19.9.10	522	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量(開示文書1150頁)で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しており、また要人往来の事務の繁忙により開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	マレーシア紛争 調書・資料 第1巻(1962年5月)	H18.4.7	H19.10.9	550	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多くまた、他の事務も著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	マレーシア紛争 東京会談 第1巻(1963年5月)	H18.4.7	H20.1.7	640	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多くまた、他の事務も著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	マレーシア紛争 東京会談 第2巻(1963年6月)	H18.4.7	H20.2.15	679	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多くまた、他の事務も著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	日米政策企画協議(1966年11月)(他1件、計2件)	H18.4.12	H19.8.10	485	開示等に係る省内決裁に予想以上に時間を要したため。
	日韓国交正常化交渉(日韓会談)各時期の本会議及び委員会の会議録・関連資料、日本政府が作成した公文書(他3件、計4件)	H18.4.25	H19.4.27	367	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	日韓国交正常化交渉(日韓会談)各時期の本会議及び委員会の会議録・関連資料、日本政府が作成した公文書(他16件、計17件)	H18.4.25	H20.11.16	570	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1967年10月から11月にかけて三木外相とジョンソン駐日大使との間で行われた、沖縄問題に関する協議	H18.5.8	H20.1.15	617	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	アジア経済開発基金問題第1巻(1957年6月)(他2件、計3件)	H18.5.15	H20.2.29	655	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量(開示文書1808頁)であり、かつ、担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また事務が著しく繁忙であったため、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	アジア経済開発基金問題第4巻(1957年3月)	H18.5.15	H19.6.22	403	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また事務が著しく繁忙であったため、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	本邦対アジア地域経済技術協力関係第1巻 (1951年1月)	H18.5.15	H20.3.6	661	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また事務が著しく繁忙であったため、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	本邦対アジア地域経済技術協力関係第2巻 (1954年1月)	H18.5.15	H19.12.14	578	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また事務が著しく繁忙であったため、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	本邦対アジア地域経済技術協力関係 アジア 経済協力各省連絡委員会(1952年1月)	H18.5.15	H20.3.26	681	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また事務が著しく繁忙であったため、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	アジア経済懇談会関係 委員提出資料関係第 1巻(1953年1月)	H18.5.15	H19.6.22	403	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また事務が著しく繁忙であったため、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	アジア経済懇談会関係(1953年1月)	H18.5.15	H20.2.22	648	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また事務が著しく繁忙であったため、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1969年9月にワシントンで行われた、下田駐米 大使とアメリカ側関係者との会談	H18.5.19	H19.12.5	565	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1969年6月初旬にワシントンで行われた、愛知 外相とロジャーズ国務長官の会談(他2件、計 3件)	H18.5.19	H19.8.3	441	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1969年4月下旬にワシントンで行われた、東郷アメリカ局長とアメリカ側関係者との会談記録	H18.5.19	H20.2.25	647	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1973年11月14日に行われたキッシンジャー米國務長官と大平外相との会談(他1件、計2件)	H18.5.29	H19.7.27	424	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1969年4月14日に外務省で行われた、マーシャル・グリーン駐インドネシア大使と愛知外相、牛場次官との会談等(他1件、計2件)	H18.6.30	H19.7.25	390	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1969年4月2日にワシントンで行われた、岸信介とロジャーズ國務長官との会談記録(他2件、計3件)	H18.6.29	H19.7.25	391	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1969年5月に田中弘人沖縄担当大使が訪米した際の、アメリカ側関係者との会談	H18.6.30	H19.7.27	392	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また他の事務が著しく繁忙であり、開示請求日から平成19年7月27日までの期間にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1969年4月21日と5月17日に外務省で行われた、外務省幹部と防衛庁幹部による、沖縄返還後の防衛構想に関する協議(他6件、計7件)	H18.6.30	H19.7.30	395	対象文書が含まれている可能性のあるファイル、及び担当課(室)において他に処理すべき開示請求案件が著しく大量であり、開示請求日から平成19年7月30日までの期間にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	イラク人道復興支援特措法に関する文書	H18.7.4	H19.7.9	370	かつ担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また他の事務が著しく多忙であり、開示請求から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	1961年11月3日に行われた池田首相とラスク米國務長官との会談	H18.7.7	H19.8.20	409	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1969年11月18日にワシントンで行われた、森審議官らとスナイダー沖縄担当駐日公使らとの会談	H18.7.7	H19.12.27	538	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1965年7月25日のニクソン米大統領の非公式記者会見での「グアム・ドクトリン」発表に関するわが国政府の考え方、分析に関する資料	H18.7.4	H20.3.13	618	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1969年7月10日、および7月17日に行われた、愛知外相とマイヤー駐日アメリカ大使との会談	H18.7.24	H19.8.22	394	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1955年4月から同年10月までの沖縄軍用地問題に関する外務省文書	H18.7.28	H20.2.15	567	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	チェチェン紛争(他3件、計4件)	H18.7.29	H19.10.5	395	対象となる行政文書が著しく大量(開示文書約900頁)であり、かつ担当課において他に処理すべき開示請求案件が多く、また他の事務が著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	国際連合における中国代表権問題(1966年10月)	H18.8.23	H20.2.25	551	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1965年7月)	H18.8.23	H19.12.26	490	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1966年11月)	H18.8.23	H20.2.20	546	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題(1966年8月)	H18.8.23	H19.12.27	491	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	国際連合における中国代表権問題(1966年7月)	H18.8.23	H20.2.5	531	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	1973年10月、11月 安川壯・駐米大使から外務本省への公電(他1件、計2件)	H18.8.25	H19.9.25	396	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1973年11月14日、15日のヘンリー・キッシンジャー米国国務長官と田中角栄首相、大平正芳外相、(可能であれば)中曽根康弘通産相の会談	H18.8.25	H19.11.29	461	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	日・中共貿易(1969年2月)	H18.9.1	H20.3.27	573	他にも開示請求が多く、所期の期限内の決定により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	中国問題情報官会議(1965年1月)	H18.9.1	H19.10.4	398	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国問題情報官会議(1967年1月)	H18.9.1	H19.10.19	413	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国問題情報官会議(1968年1月)(他4件、計5件)	H18.9.1	H19.10.4	398	対象となる行政文書が大量(開示文書約1400頁)であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	円借款／対台湾(1971年9月)(他2件、計3件)	H18.9.1	H19.10.1	395	関係課との協議にかなりの時間が必要であり、かつ担当課における他の事務が著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	1998年9月から11月の間に行われた、対中円借款に関する中国側との事務協議の記録ほか	H18.9.5	H19.10.3	393	関係課との協議にかなりの時間が必要であり、かつ担当課における他の事務が著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	1969年7月のニクソン米大統領のフィリピン、タイ、インドネシア訪問に関するわが国での分析に関する資料	H18.8.21	H20.2.20	548	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多くまた、他の事務も著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	1979年3月5日、園田外相訪米の際の日本と米国との間の外相会談の記録ほか	H18.9.15	H20.2.27	530	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	田中総理インドネシア訪問(1973年11月)	H18.9.11	H19.12.26	471	担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、かつ他の事務が著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。
	中国代表権問題に関する「重要事項指定」決議案と日本の立場に関する文書	H18.9.19	H19.11.7	414	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙であったこと及び対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	田中角栄総理とニクソン米大統領との会談 (1973年8月)	H18.9.22	H19.10.22	395	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1973年の石油危機における日米間交渉等	H18.9.28	H19.12.7	435	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	国際協力銀行関係(2000年8月)	H18.9.29	H19.10.29	395	担当課における他の事務が著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	1973年10月 田中角栄首相・大平正芳外相、ブレジネフ・ソ連共産党書記長・コスイギン首相・グロムイコ外相との会談	H18.9.29	H19.10.29	395	開示・不開示の審査に慎重な判断が求められたため。
	1979年12月ヴァンス米国国務長官と大来佐武郎外相の会談	H18.10.30	H20.3.14	501	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1980年5月の大平首相とカーター米国大統領の日米首脳会談	H18.10.30	H19.12.10	406	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1973年8月の田中角栄総理訪米の際の会談	H18.10.27	H19.12.14	413	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	1981年9月の二階堂進自民党総務会長訪中	H18.10.30	H20.2.15	473	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	2000年3月～9月 日シンガポール共同検討会合の議事録	H18.11.17	H20.2.25	465	平成19年8月の安倍総理のマレーシア・インドネシア訪問準備のために多忙を極めた。その結果、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	小淵・ゴーチョクトン会合(1999年12月)	H18.11.17	H20.1.10	419	平成19年8月の安倍総理のマレーシア・インドネシア訪問準備のために多忙を極めた。その結果、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	森・ゴーチョクトン会合(2000年11月)	H18.11.17	H19.12.26	404	平成19年8月の安倍総理のマレーシア・インドネシア訪問準備のために多忙を極めた。その結果、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書	H18.11.22	H19.12.28	401	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	1956年10月に行われた外務省と沖縄代表との会談記録ほか	H18.11.28	H20.2.28	457	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書(他5件、計6件)	H18.12.1	H19.12.28	392	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書(他2件、計3件)	H18.12.1	H20.1.7	402	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書(他3件、計4件)	H18.12.4	H20.1.7	399	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	大平外相(1962-1964年)の日韓交渉に関する記録	H18.12.4	H20.2.27	450	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書(他1件、計2件)	H18.12.11	H20.1.7	392	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書(他5件、計6件)	H18.12.12	H20.1.7	391	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書(他2件、計3件)	H18.12.13	H20.1.7	390	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書(他1件、計2件)	H18.12.15	H20.1.7	388	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書(他4件、計5件)	H18.12.18	H20.1.7	385	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	北朝鮮による核実験の実施に関する外務省緊急対策本部に関する文書	H18.12.25	H20.1.24	395	開示請求に係る行政文書の開示・不開示の審査について関係課室等と協議し、公にしないことを前提とした国の機関における協議の内容に関する情報であって、緊急事態への国の機関の対応等を公にすることにより、国の安全が害されるおそれがないか、関係国等との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがないか等慎重な判断をして開示・不開示の決定をする必要があったところ、関係課室における事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	佐藤総理訪米に関する特定ファイルの文書すべて	H19.2.8	H20.3.10	396	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
	佐藤総理訪米に関する特定ファイルの文書すべて	H19.2.8	H20.3.26	412	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができなかったため。
防衛省	在日米軍再編に関する日米間の審議官級の戦略会議(DPRI)に係る議事録や資料、さらに協議に臨む為に作成された資料、説明資料など一切の文書すべて	H18.11.8	H20.3.14	492	開示請求に対して特定した行政文書が著しく大量(約380枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	イラクに駐留していた陸上自衛隊の活動・業務につき日時・場所・内容・形態及びかかる人員など、活動・業務がわかるもの全部(2004年当初から現在まで)	H18.11.21	H19.11.30	374	開示請求に対して特定した行政文書が大量(約860枚)であるとともに、開示・不開示の判断に特に時間を要したため。
会計検査院	衆議院から提出された平成17年度支出証拠書類及び前渡資金支払証拠書類のうち、(目)国政調査活動費及び(目)庁費で飲食に係る分	H18.6.5	H19.7.4	394	開示請求に係る行政文書が著しく大量(開示頁数約1300枚)であり、かつ、開示・不開示に関しては衆議院に意見照会を行ったことから、順次開示決定を行ったものの、その手続等に時間を要したため。

○今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したものの(資料9)

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
内閣府	平成16年度のエネルギーの使用の合理化に関する法律第11条に基づく定期報告書(別表に掲げるもの)(第2表以下の部分(第1表と同じページに含まれるものを除く。))を除く。)	H18.12.6	H19.5.21	166	類似の諮問・訴訟案件があり、判決等の内容を精査していたため。
警察庁	特定日の特定刑事施設における特定個人と九州管区警察局の職員との面接事実が分かる文書	H19.3.2	H19.7.26	146	審査請求人の主張する事項について、確認等の作業に時間を要したため。
金融庁	次の法令違反について、具体的な行政処分とのリンクが明確にされた、行政処分発出の根拠となるルール・基準 1. 内部者取引のおそれのある取引を受託する行為、2. 不公正取引に関わる売買管理、3. 取引一任勘定取引 外	H19.7.2	H19.11.13	134	文書不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したほか、慎重な検討を行ったため。
法務省	第1回新司法試験の論文試験で参照・使用されていると考える採点基準に該当する文書	H18.12.22	H19.5.28	157	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。
	特定日に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定に対して、「昨年福岡矯正管区に開示請求を行ったがトラブルになった。その経験に基づき事前に文書名、開示の可否、行政庁との打ち合せ、必要を感じたのでそのように実行しているが法務省関係は慣れていないためかとんでもない回答があるいは全く回答ない。従って役所のたたき台としてサンプルとして断って開示請求書に記入して問い合わせたものであり※※として受け付けたとの連絡がありその時も開示請求はしていないと断っている」旨の不服申立て(計11件)	H18.10.3	H19.4.23	202	同日付けで同一人物から複数の処分に対する審査請求がなされたことに加え、文字の判読が困難であり、補正を求めるのに時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	外国人芸能人の招聘にかかる在留資格審査手続に関連する訓令, 通達, 統計その他の文書一式等の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの(計3件)	H19.1.13	H19.5.29	136	業務が繁忙を極めているため。
	難民認定申請受理台帳等の開示請求についての不開示処分を不服とするもの	H19.8.3	H20.1.31	181	業務が繁忙を極めているため。
外務省	日米防衛協力のための指針に関する文書の全て(特定期間)	H18.4.14	H19.7.30	472	同時期に処理する不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	NPT第4条の交渉過程等(他3件、計4件)	H18.6.8	H19.7.6	393	イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の事務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。
	「防衛計画の大綱1」、「防衛計画の大綱2」、「防衛計画の大綱3」に綴られている文書の全て。	H18.9.26	H19.6.11	258	同時期に処理する不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「中期防1」、「中期防2」、「中期防3」、「中期防4」に綴られている文書全て(他1件、計2件)	H18.9.26	H20.2.27	519	同時期に処理する不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	特定事項に関する一切の資料	H19.1.23	H19.8.20	209	不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「関連ファイル」(平成18年度(行情)答申第337号)に綴られた文書全て	H19.4.9	H19.10.23	197	業務繁忙期であり、また、当初予想したよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	平成19年(行情)諮問第312号審査対象文書について「秘密保全に関する規則」にかかる特定事項に関する文書全て(他6件、計7件)	H19.9.20	H20.1.10	112	イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の事務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
外務省	「秘密保全に関する規則」に関連する特定事項にかかる文書全て	H19.10.18	H20.1.26	100	イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の事務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。
厚生労働省	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	H19.11.15	1091	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	H19.11.15	1091	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	H19.11.15	1091	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	H19.11.15	1091	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定期間の是正勧告書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H17.1.24	H19.11.9	1019	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社に対する指導文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.2.25	H20.3.5	1104	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社に対する是正勧告文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.2.25	H20.3.5	1104	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社への是正勧告書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.25	H20.3.5	1076	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。





行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定年月日に特定企業から提出された時間外協定届の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.5.1	H20.3.13	682	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	時間外休日協定届に綴られている特定企業本社、各工場分の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.5.1	H20.3.13	682	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定企業に対する是正勧告書、報告書等の不開示決定に対して開示を請求するもの	H18.7.10	H20.3.13	612	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	開示請求書受付日の取扱い等を定めた文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H18.7.10	H19.7.27	382	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	開示請求者に連絡が取れないことを理由に請求書を返戻した事例の文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H18.7.10	H19.7.27	382	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	情報公開開示請求担当部署が開示請求者に発出した文書(特定年度分)の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H18.7.10	H19.7.27	382	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	開示請求者の請求趣旨が記載された文書(情報公開担当職員が作成したもの)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.7.10	H19.7.27	382	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定疾患の障害等級認定方法に係る文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.2.7	H19.5.28	110	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定事業に係る研究助成により特定法人が行った報告書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.3.22	H19.11.27	250	文書不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業等の事実関係の確認に時間を要したため。
	特定日特定試験委員の選任に関する届出の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.4.3	H19.12.11	252	同趣旨の審査請求について審査会に諮問中であったため、その答申を得てから、その判断に沿った形で諮問することと考えたため。
	特定日特定試験委員の選任に関する届出等の一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H19.4.3	H19.12.11	252	同趣旨の審査請求について審査会に諮問中であったため、その答申を得てから、その判断に沿った形で諮問することと考えたため。
	労働相談員の経歴等が記載されている文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.4.23	H20.3.26	338	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。
	特定日特定人の帰宅中の事件に関し、どうして補償がおりたかという文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して開示を求めるというもの	H19.4.27	H19.8.6	101	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	特定日特定人の帰宅中の事件に関し、どうして補償がおりたかという文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して開示を求めるというもの	H19.4.27	H19.8.6	101	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	厚生労働省の特定部局作成の特定行政一般に関する手引等の一覧表の不開示決定(不存在)に対して開示を求めるというもの	H19.5.14	H19.8.31	109	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	特定財団法人に関する一切の文書の一部開示決定に対して取り消しを求めたもの	H19.6.18	H20.2.1	228	対応方針の検討に時間を要したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定年度の都道府県実施の介護認定事務に係る不服審査会の文書一式の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	H19.11.7	121	対応方針の検討に時間を要したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	障害者福祉手帳の都道府県別の発行数、内訳のわかる文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	H19.10.10	93	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定医療機器外国製造業者認定更新申請書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.3	H20.2.6	156	不服申立案件が特定の課室に集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったこと。
	特定年度特定ソフトウェアの仕様書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.26	H20.3.3	159	開示請求に対して一部開示としたが、不服申立を受け、不開示部分の見直しを行ったため。
社会保険庁	平成18年6月から10月までの「社会保険医療担当者の項別指導について」等の一部開示決定に関する件	H18.12.13	H19.8.2	233	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	歯科個別指導における実施通知等の一部開示決定に関する件	H19.1.4	H19.6.27	174	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	歯科新規指定医療機関指導票の一部開示決定に関する件	H19.1.4	H19.7.25	202	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	健康保険法第60条に基づき実施される患者調査の調査方法が記載された文書の不開示決定に関する件	H19.4.2	H19.7.25	114	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年月日に行われた歯科個別指導にかかる指導記録等の不開示決定に関する件	H19.4.24	H19.11.5	195	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
社会保険庁	特定施術所の監査及び個別指導の資料等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H19.5.30	H19.9.10	103	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	「年金受給権者等に係る給付継続又は年金額の当否に関する取扱いについて」等の不開示決定(不存在)に関する件	H19.8.9	H19.12.26	139	当該文書の探索作業や不服申立人との調整等に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	障害基礎年金に係る特定の障害に該当する傷病名が記載された診断書の不開示決定に関する件	H19.9.25	H20.1.25	122	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	「社会保険業務センターオピニオン(特別版)」の一部開示決定に関する件	H19.11.21	H20.3.5	105	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定病院に係る返還同意書の一部開示決定に関する件(第三者不服申立て)	H19.12.7	H20.3.17	101	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
経済産業省	平成16年度省エネ法第11条に基づく定期報告書	H18.12.4	H19.4.4	121	同趣旨の審査請求について、審査会に諮問中であったため、その答申を得てから、その判断に沿った形で諮問をしようと考えていたため。
	特定会社の個人情報漏洩に関する報告	H19.1.4	H19.4.24	110	本件の情報公開請求(異議申立て)を受けている内容に関わる裁判の第1審判決が平成19年3月29日に出され、判決文の全文を入手するのに時間がかかったため。
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場のロボットカメラ検査資料の不開示決定(不存在)に関する件	H18.5.23	H19.9.19	484	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の底部暗渠内スライムに対する検査資料の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.2	H19.9.19	474	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の昭和35年、昭和37年及び昭和40年の施設変更認可申請書(「中さこ上流暗渠延長」含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.21	H19.5.11	324	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の昭和40年及び昭和42年の施設変更認可申請書(「補強暗渠延長」含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.26	H19.5.11	319	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の昭和40年及び昭和42年の施設変更認可申請書(「底設暗渠排出口より上流へ」「A型暗渠延長＝47.3 <sup>km</sup> の施設」を含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.27	H19.5.11	318	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中「復旧工事」の詳細がわかる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.10.16	H20.1.11	452	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要した。
	理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中「流失箇所」の原因と対策を記した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.10.18	H20.1.11	450	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の昭和35年の施設変更認可申請書(理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)からの引用)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.10.18	H20.1.11	450	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場に対する流失事故につき、行政文書不開示決定通知書及び理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)、答申書、裁決書各文書中に「流出箇所」と明記されているが、他の案件で行政文書開示請求したところ、「全壊流出」と記載されていた。その整合性がわかる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.11.10	H20.1.11	427	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の全施設設置物の計画書、工事設計明細書、図面、構造図の(鉱業上使用する建築物、工作物、その他施設の設置物)工事着手14日前、着工完成検査の日時のわかる行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.11.13	H20.2.1	445	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中、特定部分(たい積場の一部であるかん止堤についてまで設置届けの認可を義務付けていない)との根拠を記した行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.12.14	H20.1.11	393	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要した。
	平成17年8月の理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中、特定部分(かん止堤)について記した行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.2.16	H20.1.11	329	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	平成17年8月の理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中、特定部分(「流失箇所」というたい積場の一部分のみ)について記した行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.2.16	H20.1.11	329	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山において「事故後も昭和35年の施設変更認可申請書どおり築造を継続したものであり」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「流出事故の復旧工事においては告示に定める事項を変更したのではない」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「昭和47年までの間にも流出箇所については告示に該当する変更事項はないため」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「たい積場の一部であるかん止堤を独立した認可対象の施設として、施設設置認可申請することを義務付けていないため」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「昭和35年に特定鉱山の既存施設の一部として設置が認可された後」と記載される昭和35年に設置が認可された行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「たい積場の一部であるかん止堤を独立した認可対象の施設として、施設設置認可申請することを義務付けていないことが認められる」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「昭和40年の流出事故箇所に係る昭和47年までに提出された施設設置認可申請書」という記載のされた行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「審査請求人は、流出事故箇所であるかん止堤の施設設置認可申請書の開示請求を行っているものであるが……たい積場の施設変更認可申請書……旨主張しているものと解されるため」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「本件流出事故の復旧工事は」とある、復旧工事場所と施設設置名が記載された行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「流出事故後も昭和35年の認可申請どおりに築造しを継続したものであり」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「昭和47年までの間にもかん止堤については、本件告示に該当する変更事項はないため」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、記載のある「施設設置変更認可申請」よりも前に提出された「施設設置届」及び図面一式を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「昭和40年の流出事故はかん止堤が原因ではなく、たい積場上流のえん堤のみ口の構造及び山腹水路の構造に問題があったことから発生したものである」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「昭和35年の認可申請時の計画通りに、そのまま復旧しているとのことである」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「審査請求人は意見書から流出事故前のたい積場と比べて復旧後は石塊堤自体が大型化し……施設変更認可申請書が必要である旨主張している物と解される」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「復旧後再度たい積を開始し、この後に昭和35年に認可を受けた高さまで築造したため」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「復旧後再度たい積を開始し、この後に昭和35年に認可を受けた高さまで築造したため」という記載があり、石塊堤築造の事が明記されている行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「審査請求人が提出した資料である「金属鉱山等保安規則第54条の2第3項の規定による施設設置届」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「かん止堤の復旧工事」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「昭和35年3月4日の施設設置認可申請書」の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山の昭和35年の認可を受けた際の計画書及び図面の不開示決定(不存在)に関する件	H19.5.9	H20.2.1	268	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	特定鉱山の昭和35年に認可を受けた計画書及び図面(たい積場に係るもの)の不開示決定(不存在)に関する件	H19.5.9	H20.2.1	268	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	平成18.04.26公開資第1号裁決書文中、「昭和48年12月27日受付について確認したところ、かん止方法として昭和37年から内盛式……外盛式で行うことが記載されており……」とあり、これがかん止堤の築造ではないとする根拠を記した行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.5.9	H20.2.1	268	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
国土交通省	特定指定確認検査機関の株主・出資者一覧表の一部開示決定に関する件	H16.12.25	H20.2.15	1147	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であったため。
	特定指定確認検査機関の指定申請書等の一部開示決定に関する件	H17.6.5	H20.2.15	985	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であったため。
	独立行政法人都市再生機構資産評価委員会配付資料の一部開示決定に関する件	H17.6.6	H20.3.29	1027	開示可否を精査すべき情報が大量であり、検討に時間を要したため。
	横浜環状南線都市型トンネル検討会の報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.5.25	H19.10.10	503	利害関係者との意見調整に時間を要したため。
	都市再生街区基本調査業務の成果品のうち愛媛県松山市に関するものの電磁的記録の一部開示決定に関する件	H18.8.31	H19.10.10	405	内容確定のための審尋や多岐にわたる対象文書の精査に時間を要した事に加え、その処理中に新たな検討を要する類似の開示請求等が行われ、一層の時間を要したため
	特定工事に係る工事設計書等の一部開示決定に関する件	H18.9.29	H20.3.5	523	同一不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定電力会社特定発電所水利使用変更許可書の開示決定に関する件(文書の特定)	H18.9.29	H19.10.22	388	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などに時間を要したため。また、異議申立てではなく審査請求であることから、弁明書・反論書、再弁明書・再反論書の提出及び口頭意見陳述等の行政不服審査法に基づく諸手続を行ったことにより時間を要したため。
	特定個人あての行政文書開示決定通知書に記載された課内供覧文書の開示決定に関する件	H18.10.6	H20.2.7	489	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	特定個人あての行政文書開示決定通知書に記載された対応記録の不開示決定に関する件	H18.11.25	H20.2.7	439	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	街区基準点に関する文書の一部開示決定に関する件	H18.11.27	H19.9.5	282	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時間を要した。
	特定工事に係る落札者の施工計画書の不開示決定に関する件	H18.12.1	H20.3.5	460	同一不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	特定工事に係る工事設計書等の一部開示決定に関する件	H18.12.14	H20.3.5	447	同一不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	特定工事に係る落札者の施工計画書の不開示決定に関する件	H18.12.14	H20.3.5	447	同一不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	特定工事に係る落札者の施工計画書の不開示決定に関する件	H18.12.14	H20.3.5	447	同一不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定個人からの照会文書の受付に係る文書の一部開示決定に関する件	H18.12.19	H20.2.7	415	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	特定個人あての行政文書開示決定通知書等の起案に係る文書の一部開示決定に関する件	H19.2.26	H20.2.7	346	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	特定個人あての行政文書不開示決定通知書の起案に係る文書の一部開示決定に関する件	H19.2.26	H20.2.7	346	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	特定個人あての回答文書の起案に係る文書の一部開示決定に関する件	H19.2.26	H20.2.7	346	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	特定個人からの照会文書に対する近畿運輸局長の正式な見解に係る文書等の不開示決定(不存在)に関する件	H19.3.19	H20.2.7	325	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	特定年月日付けで京都運輸支局が特定会社に対して行った文書警告の根拠たる違反点数を違反事項ごとに詳細に記した文書の不開示(不存在)決定に関する件	H19.5.3	H19.12.20	231	審査請求書の補正、不服申立人との調整、関係機関との調整等に時間を要したため。
	特定年月日に京都運輸支局が特定会社から聴取した内容メモ等の一部開示決定に関する件(1/2)	H19.5.3	H19.12.20	231	審査請求書の補正、不服申立人との調整、関係機関との調整等に時間を要したため。
	特定年月日に京都運輸支局が特定会社から聴取した内容メモ等の一部開示決定に関する件(2/2)	H19.5.3	H19.12.20	231	審査請求書の補正、不服申立人との調整、関係機関との調整等に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	障害者任免状況通報書の一部開示決定に関する件	H19.5.5	H20.3.29	329	同時期に立て続けに不服申立てがなされ、関係機関との調整等に時間を要したため。
	構造計算書偽装物件一覧の一部開示決定に関する件	H19.6.3	H19.12.19	199	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行なう必要があったため。
	平成16年ないし18年のバス運転手の健康状態に起因した事故に係る重大事故報告書等の一部開示決定に関する件	H19.6.7	H20.2.13	251	内容の精査に時間を要すとともに、開示文書が大量であり、諮問処理に時間を要した。
	平塚第二地方合同庁舎危険物調査有識者委員会配布資料の一部開示決定に関する件	H19.6.8	H20.3.5	271	当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したため。また、不服申立書の確認(審尋)等、不服申立人との調整、関係機関との調整等に時間を要したため。
	特定個人あての連絡文書の起案等に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.6.14	H20.2.7	238	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	障害者任免状況通報書の一部開示決定に関する件	H19.7.10	H20.3.29	263	同時期に立て続けに不服申立てがなされ、関係機関との調整等に時間を要したため。
	特定土地区画整理事業において法令に基づかずに宅地を公共施設用地に変更したことが分かる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.8.3	H20.2.20	201	文書不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認や、不服申立人との調整等に時間を要したため。
	指定確認検査機関への立入検査の確認書の不開示決定に関する件	H19.8.12	H19.12.19	129	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行なう必要があったため。
	特定建築物の構造計算書について特定行政庁から提出を受けた報告文書の不開示決定に関する件	H19.8.12	H19.12.19	129	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行なう必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定会社の自動車分解整備事業認証番号及び届出における添付書類の不開示決定に関する件	H19.8.30	H20.3.5	188	関係機関との調整の上、追加開示決定及び審尋等を行った事により、時間を要した。
	特定個人あての文書の郵送に係る会計上の処理等の文書の不開示決定(不存)に関する件	H19.11.1	H20.2.7	98	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
環境省	特定測定局が2006年9月12日に測定した際のデータを記載した文書の不開示決定に対し取り消しを求めるもの	H19.6.18	H19.9.25	99	対応方法の検討に時間を要したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため
	特定産業廃棄物不法投棄事案に関して、特定市町村との打合わせの記録等の不開示決定に対し取り消しを求めるもの	H19.11.16	H20.3.13	118	対応方法の検討に時間を要したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため
防衛省	外国政府に対する秘密の提出に係る受領書等の不開示決定に関する件	H18.12.25	H19.4.25	121	本事案の受け付け後に、同種事案の異議申立てがなされたことから、併せて事務処理を行ったため。
	「平成16年度LIC命題訓練発表に関する第4施設団一般命令」等の一部開示決定に関する件	H19.4.17	H19.8.31	136	開示可否の精査及び関係部署との調整に時間を要したため。
会計検査院	国民年金保険料の強制徴収に係る検査資料等の不開示決定等に関する件	H19.11.12	H20.3.10	119	諮問前に、対象文書の特定について審査請求の趣旨・内容を踏まえた検討を慎重に行い、その結果、審査請求人の意思を確認して、対象文書の追加に係る原処分の変更を行ったため、また、庁舎移転に伴い、当該追加文書の探索に時間を要したため。

○調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてから既に90日超を経過しているもの(資料10)

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
内閣官房	橋本総理から研究・検討が指示された緊急事態が発生した場合の対応策に関する全文書(閣副安危第98-1号～第98-11号において特定された文書、及びそれ以降に作成又は収集された文書の全て)(他9件、計10件)	H18.2.21	769	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	02年9月4日に発見された日本海中部の不審船に関して、官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成した関連文書の全て	H18.2.21	769	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	平成15年3月20日閣議決定において設置された「イラク問題対策本部」において収集・作成された全文書	H18.2.21	769	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	1994年の朝鮮半島の核危機に対する政府の検討に関する全文書(03年1月21日付『日経新聞』でのインタビューで石原官房副長官がインタビューが言及した事項に関連するもの)	H18.2.21	769	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	平成16年11月に発生した中国原子力潜水艦による領海侵犯事案に関して、官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成した関連文書の全て	H18.2.21	769	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	国際平和協力において自衛隊が実施する安全確保任務について(2004年9月7日付『産経』第14版第3面紹介)	H18.8.23	586	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	我が国の国際平和協力の在り方についての検討状況	H18.8.23	586	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	「北朝鮮による弾道ミサイル発射事態対応方針」(03年2月9日『読売』第14版第1面紹介)	H18.8.23	586	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
内閣官房	北朝鮮による核実験(06年10月9日)に関して官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成された関連文書の全て	H19.3.2	395	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	内閣官房副長官補が平成13年9月3日付閣副安危199号で開示した「今後の緊急事態対応策の検討について」にある、検討作業の「中間的整理」	H19.4.10	356	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	政府の有事法制研究の第3分類に関わる全文書	H19.4.10	356	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	「情報機能強化検討会議」の庶務担当部局が、同会議に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て	H19.4.10	356	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」の庶務担当部局が同会議に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。	H19.5.16	320	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
法務省	第11回・12回司法試験委員会の議事内容を録音したテープと、発言者名のわかる議事内容を記録した文書	H16.12.27	1190	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	第13回・14回司法試験委員会の議事内容を録音したものと、発言者名のわかる議事内容を記録した文書	H17.1.17	1169	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	第15回司法試験委員会の会議内容を録音したもの	H17.3.24	1103	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	第16回司法試験委員会の会議内容を録音したもの	H17.3.24	1103	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	(1)第17回司法試験委員会の会議内容を録音したもの (2)第15回・16回司法試験委員会の発言者名のわかる会議内容を記録した文書	H17.5.30	1036	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	平成17年度司法試験第二次試験口述試験に関する資料	H18.1.12	809	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	平成18年度司法試験第二次試験口述試験に関する資料	H18.11.7	510	本件については、同種事案について、本人から行政訴訟が提訴され、現在も係属中であり、諮問を行うに当たっては、同訴訟の審理を踏まえつつ、更に検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。	
	セカンダリ審査運用方針及び具体的運用基準等の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H19.8.20	224	業務が繁忙を極めているため。	
	仮放免許可の基準及び運用に係る一切の文書の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H19.12.8	114	業務が繁忙を極めているため。	
外務省	便宜供与に関する会計関連文書(特定公館、特定期間)(他1件、計2件)	H16.2.10	1511	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	外交政策企画委員会の記録(特定期間)	H16.4.10	1451	対象文書の検索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	1945年から1972年までの沖縄の米4軍部隊の毎年ごとの設置状況とその変遷一切	H16.4.13	1448	調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	北朝鮮の核兵器開発問題	H16.6.21	1379	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	平成16年8月に北京で開かれた日朝実務者協議に関する文書等	H16.9.25	1283	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	弾道ミサイル防衛関係文書(他3件、計4件)	H17.3.1	1126	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	日米合同委員会議事録のうち開催場所及び日時の記録部分(対象期間は第1回～請求日現在)。	H17.4.12	1084	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	弾道ミサイル防衛関係文書(他1件、計2件)	H17.4.30	1066	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	平成17年2月21日付情報公開第00396号の「不開示理由一覧」において「公表を前提としない」とする事実を記録した文書の全て(他1件、計2件)	H17.5.17	1049	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	北朝鮮関連資料集	H17.5.27	1039	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	弾道ミサイル防衛関係文書(他2件、計3件)	H17.6.13	1022	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	日米安全保障条約課が管理する行政文書ファイルのうち弾道ミサイル防衛に関して綴られている文書の全て(期間は1995年1月～2004年12月末まで)	H17.7.13	992	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	別紙「秘密文書外部回付(配布)許可願」において許可の対象となった文書の全て。	H17.7.13	992	調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	アメリカとの沖縄返還交渉の文書のうち、「愛知外相・ロジャーズ国務長官パリー会談概要」外務省電信案	H17.11.14	868	調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	北朝鮮に関する特定ファイル(他2件、計3件)	H17.11.15	867	イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。また、開示等決定に係る省内外の調整に予想外の時間を要しているため。	
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書。	H18.1.24	797	他にも開示請求が多く、本件不服申立てに係わる検討に時間を要しているため。	
	「民間会社の飛行場使用」に綴られている文書全て(他1件、計2件)	H18.4.11	720	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	「朝鮮半島をめぐる動き」(06年4月6日付『朝日』紹介)。	H18.5.30	671	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	沖縄返還と在沖縄米軍に関する文書	H18.5.31	670	調査・検討に時間を要しているため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	2006年5月1日の日米安全保障協議委員会における日米間の合意にかかる決裁関連文書全て	H18.7.11	629	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書	H18.8.9	600	他にも開示請求が多く、本件不服申立てに係る検討に時間を要しているため。	
	特定時期の特定国会議員の訪米について、特定公館にかかる会計文書(他1件、計2件)	H18.8.17	592	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	平成18年7月1日現在で、外務省が保有するワインリストの最新版	H18.9.19	559	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	06年6月11日『読売』(第14版第1面)が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策の全て	H18.9.26	552	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立てに係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	
	安全保障に関する特定ファイルに綴られている文書全て(他1件、計2件)	H18.9.26	552	同時期に処理する不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	特定時期の国会議員訪米に関する特定公館での会計関連文書(他1件、計2件)	H18.9.29	549	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	「イランのミサイル開発(北朝鮮との関係)」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交-対中東外交(中近東第二所掌分)-イラン情勢/外交[作成(取得)時期]1993年06月01日[保存期間]30年[作成者]中東アフリカ局中東第二課)	H18.10.24	524	類似の不服申立て案件につき、答申の趣旨(同種の複数の案件について内容が相互に異なる答申が出された。)を情報公開・個人情報保護審査会に照会した結果等を踏まえ、慎重に検討する必要があるため。	H20.7.15 審査会へ諮問
	「イラク 大量破壊兵器」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交-対中東外交(中近東第二課所掌分)-イラク情勢/外交[作成(所得)時期]1992年05月01日[保存期間]30年[作成者]中東アフリカ局中東第二課(他1件、計2件))	H18.10.24	524	類似の不服申立て案件につき、答申の趣旨(同種の複数の案件について内容が相互に異なる答申が出された。)を情報公開・個人情報保護審査会に照会した結果等を踏まえ、慎重に検討する必要があるため。	H20.7.15 審査会へ諮問
	平成17年(行情)諮問第638号に関する補充理由説明書に関わる全文書	H18.12.25	462	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立てに係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	H20.4.9 審査会へ諮問
	在外公館における査証発給にかかる文書すべて	H19.1.5	451	本件は平成17年10月17日付で諮問済みの案件であるが、平成18年7月7日付で同諮問を取下げ、対象文書の特定をやり直し、順次再決定しているため。	
	特定事項に関する会合関連文書	H19.2.11	414	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立てに係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	H20.4.9 審査会へ諮問
	日米地位協定に関する文書	H19.3.15	382	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	日米繊維協議(特定期間)	H19.3.30	367	調整を要する担当部局において、他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申立てに係る事案の処理のために著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	平成16年度(行情)答申第316号において特定された「文書2」(8件)及び「文書3」(8件)。	H19.5.15	321	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	日米防衛協力のための指針等に関する文書全て(特定期間)	H19.7.5	270	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	国以外の者による協力」に綴られている文書全て	H19.8.2	242	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	「在日米軍の展開」に綴られている文書全て	H19.10.18	165	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	極東及びいわゆる極東への周辺地域に関する文書(特定時期)(他5件、計6件)	H19.12.11	111	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	秘密保全に関する規則に関連する特定事項にかかる文書全て	H19.9.20	193	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
厚生労働省	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.5.13	1418	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.1 審査会へ諮問
	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.5.13	1418	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.1 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定期間の是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.6.1	1399	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.4.30 審査会へ諮問
	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.6.1	1399	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.4.30 審査会へ諮問
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.9.8	1300	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.6.12 審査会へ諮問
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.9.8	1300	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	1295	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	H20.5.27 審査会へ諮問
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	1295	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	H20.5.27 審査会へ諮問
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	1295	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	H20.5.27 審査会へ諮問
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	1295	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	H20.5.27 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.21	1303	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	H20.5.27 審査会へ諮問
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.11.29	1218	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.11.29	1218	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.12.9	1208	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.6.12 審査会へ諮問
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.12.9	1208	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定事案に係る保険給付実地調査復命書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	17.2.28	1127	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁毎に記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかを検討していることから、諮問までの日数を要しているため。	
	特定会社への指導票等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	1103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	1103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	1103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	1103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	1103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	1103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定企業の特定年月日に受理した就業規則の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.9.14	929	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.21 審査会へ諮問
	特定企業から特定労働基準監督署に提出された就業規則一切の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.9.6	937	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.21 審査会へ諮問
	特定企業が特定労働基準監督署に提出した就業規則の不開示決定に対して部分開示を求めるもの	H17.11.21	861	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.21 審査会へ諮問
	特定企業で発生した労災事故に関する災害調査復命書の一部開示決定に対して開示を請求するもの	H17.12.26	826	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	障害者任免状況通報書(特定年度の特定地方自治体の分)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.3.13	749	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	655	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	655	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	655	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	655	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問
	労働者派遣法に基づき文書で是正指導したケースに関する決裁文書の一部開示決定に対して開示を請求するもの	H18.8.10	599	所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.20 審査会へ諮問
	労働者派遣法に基づき文書で是正指導したケースに関する決裁文書の一部開示決定に対して開示を請求するもの	H18.8.10	599	所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.20 審査会へ諮問
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人に関する報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	595	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人に関する報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	595	資料と情報収集及び対応方法の検討に時間を要していること。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の特殊健康診断結果報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	595	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	595	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定福祉総合施設の補助金不正受給が分かる文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H18.8.14	595	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要していること。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定建設工事現場の事故に関する監督調査文書、改善計画書等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.9.19	559	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定マンション新築工事に関して提出された保険関係成立届一式の一部不開示決定処分に対して変更処分の取り消しを求めるもの	H18.10.23	525	対応方法の検討に時間を要しているため。	
	特定期間の特定労働基準監督署による石綿事業場に対する調査、監督等の復命書の不開示決定(一部不存在)に対して開示を請求するもの	H18.10.23	525	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働基準監督署職員が民間企業のゴルフ割引券を使用した事案に係る調査内容の分かる書類の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.10.26	522	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働基準監督署における情報漏洩事案に係る調査内容の分かる書類の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.10.26	522	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定年の特定企業に対する指導に係る監督復命書等の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.10.19	529	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.22 審査会へ諮問
	特定年の特定企業職員に係る申告処理台帳の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H18.10.19	529	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.22 審査会へ諮問
	特定労働局の特定企業に対する偽装請負についての指導文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H18.11.7	510	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働局の特定企業に対する職業安定法違反に係る是正指導文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H18.11.7	510	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年の特定企業職員に係る相談記録綴の一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.11.6	511	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.22 審査会へ諮問
	特定日付で特定企業に交付した是正勧告書等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.11.15	502	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	申告処理台帳、行政指導文書、行政書士等の出頭調書等の不開示決定(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H19.1.10	446	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.22 審査会へ諮問
	特定会社に対し労働者派遣法違反で指導を行った資料の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.1.12	444	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定会社の就業規則の不開示決定に対して開示を請求するもの	H19.1.23	433	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.21 審査会へ諮問
	特定会社の賃金規程の不開示決定に対して開示を請求するもの	H19.1.23	433	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.21 審査会へ諮問
	特定労働局の特定文書に係る事業場提出資料等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.1.29	427	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	特定日の事故に係る特定労働基準監督署の災害調査復命書の一部開示決定に対して開示を請求するもの	H19.3.7	390	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.16	381	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.19	378	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.19	378	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.22	375	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.22	375	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局の民間会社に対する派遣事業関係指導記録の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.3.27	370	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定日特定労働基準監督所管内で被災者が死亡した労災事故の調査復命書の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.4.2	364	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働者派遣事業関係指導監督記録のうち管内の各行政機関を対象とした事案の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.4.3	363	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	偽装請負とされ是正指導をうけた事業所名と是正指導内容の分かる労働者派遣事業関係指導監督記録の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.4.3	363	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度の総合労働相談員マニュアルの管理実績(配布先を含む)の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.4.23	343	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.6.4 審査会へ諮問
	特定年度特定労働基準監督署の特定職員の特定行為に関わる一件書類等の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.4.23	343	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.5.2 審査会へ諮問
	業務取扱要領(雇用保険給付関係番号)のうち特定番号の全部開示に対して真正な文書の開示を求めるもの	H19.5.7	329	所管業務が著しく多忙であったため。	
	労働基準監督署文書取扱規定等にある労災保険給付関係文書の特定年月に該当する文書の不開示決定(不存在)に対して開示を求めるもの	H19.5.17	319	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	H20.5.19 審査会へ諮問
	特定日付け「労災保険審査請求事務取扱手引の改正について」の一部開示決定に対して開示手数料等の返還を求めるもの	H19.5.24	312	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	特定日付け「労災保険審査請求事務取扱手引の改正について」の全部開示決定に対して開示手数料の返還を求めるもの	H19.5.24	312	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	特定日特定労働基準監督所管内で発生した労災死亡事故に係る調査復命書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.6.1	304	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	ハローワークが特定センターに要望した職業訓練内容が記載されたものの不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.6.8	297	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定医療用具輸入承認申請書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.6.8	297	不服申立案件が特定の課室に集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったこと。	
	特定労働基準監督署保有の特定年度労災補償関係復命書綴の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.6.22	283	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	特定労働基準監督署保有の特定年度労災補償関係復命書綴の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.6.22	283	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	特定労働基準監督署保有の特定年度証拠書類(支払決議書)の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.6.22	283	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	労災防止指導員の名簿(特定年度の定数及び指導員氏名等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.6.26	279	不服申立案件が特定の課室に集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったこと。	
	特定年齢児検診で特定疾患名を把握している都道府県名とその具体的資料の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	266	所管業務が著しく多忙であったため。	
	障害者任免状況通報書(特定年度の国の機関の分)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	266	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定年度個別労働紛争あっせん事例が記載されている文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	266	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働基準監督署における内部情報漏洩事案に関する調査結果の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.7.27	248	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定年月特定会社で発生した特定社員の労災補償保険関係書類の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.7.27	248	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	特定個人に係る特定調査委員会報告の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.12	201	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定研究課題別のデータの不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年月以降特定労働局等が保有する特定機構で発生したセクハラに関する文書等の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.9.19	194	所管業務が著しく多忙であったため。	
	職業安定局の一般職業紹介業務取扱要領のうち緊要度等に関する全文書の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.25	188	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定労働局の特定年度の職員処分実績(処分説明書等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.26	187	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局の特定年度の職員処分実績(処分説明書等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.26	187	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局の特定年度の職員処分実績(処分説明書等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.26	187	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	職業相談登録者の条件保持者は職安側が担当者制を設けなければならないとする監督官庁が決定した内容の分かるものの不開示決定(不存在)に対して開示を求めるもの	H19.10.1	182	所管業務が著しく多忙であったため。	
	認定事業主特定技能検定協会の社内検定の認定申請の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.5	147	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.28 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	認定事業主特定会社の社内検定の認定申請書一式の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.5	147	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.28 審査会へ諮問
	認定事業主特定会社の技能検定の認定申請書一式の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.5	147	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.28 審査会へ諮問
	認定事業主特定技能協会の社内検定の認定申請書一式の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.5	147	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.28 審査会へ諮問
	特定労働基準監督署が特定年に特定企業に交付した行政文書、是正報告書等の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.9	143	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定日発生の特定会社に係る労働者死亡災害に伴う処分内容書類の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.11.14	138	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の就職チューターによる個別支援者の相談記録(特定職安取扱いのもの)の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.12.11	111	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定医療用具製造承認申請書等の一部開示決定に対し不開示を求めるもの	H19.12.13	109	不服申立案件が特定の課室に集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったこと。	
	特定年度の地域内特定世代の職業的自立支援のための特定事業に係る特定事業実施報告書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.12.26	96	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	H20.6.10 審査会へ諮問
	特定年度の地域特定世代の特定事業に係る特定事業実施報告書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.12.26	96	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	H20.6.10 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定日の報道発表資料「監督指導による賃金不払い残業の是正結果」のもととなった資料の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.12.27	95	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
社会保険庁	障害認定医名簿の不開示決定に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の障害基礎年金に関し専門医に照会した文書の不開示決定に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	障害基礎年金の認定にあたりその会議に提出した文書等の不開示決定(不存在)に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	障害認定・年金に係る上申書不開示決定(不存在)に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	発達障害に関する職員研修復命書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の障害基礎年金請求書及び添付書類の不開示決定に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	延滞金の不正減額に係る文書の不開示決定に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
社会保険庁	社会保険庁長官が市町村に滞納処分を請求した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.11.19	133	不服申立人との調整、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	国民年金手帳番号払出簿等の一部開示決定に関する件	H19.12.10	112	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
国土交通省	「平成17年度連続立体交差事業等説明資料」のうち、西鉄宮地岳線連続立体交差事業に係る部分の開示決定に関する件	H17.11.7	875	処分庁の弁明書作成、審査請求人への弁明書送付や反論書提出等の行政不服審査法に基づく諸手続を経た上で、開示の可否について検討しており、内容確定のための審尋等、事項の精査に時間を要したため。	H20.6.6 審査会へ諮問
	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書(略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書は除く)②審査請求説明資料のうち打合せ記録を除いたものの一部開示決定に関する件	H17.11.20	862	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書のうち略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書②審査請求説明資料のうち打合せ記録の不開示決定に関する件	H17.11.20	862	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	特定個人に係る建築基準適合判定資格者登録簿の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H17.11.20	862	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	2005年7月22日付特定法人提出資料の不開示決定に関する件	H17.12.25	827	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定法人より建設大臣宛に提出された「建築基準法第38条に基づく認定申請書」等の不開示決定に関する件	H18.10.6	542	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	総務省行政評価局行政相談課からの照会に対する回答作成のための報告文書の不開示(不存在)に関する件	H18.10.31	517	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要しているため。	
	H18.9.6に開示決定された文書(国住指第1616～1617号)が真正な文書であるか否かの異議に関する件	H18.11.2	515	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	指定確認検査機関指定申請書及び添付書類の開示決定に関する件	H18.11.25	492	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	特定建物に関連して都道府県から受けた文書の不開示決定に関する件	H18.12.3	484	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	運輸審議会(TX、東武鉄道、沖縄タクシー、安全管理規定)に関する審議に係る文書等に関する件	H18.12.7	480	開示可否を精査すべき文書が大量であり、かつ、関係部署等との意見調整に時間を要しているため。	
	職員の旅行命令簿及び復書等に関する一部開示決定に関する件	H18.12.18	469	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要しているため。	H20.6.16 審査会へ諮問
	一級建築士の懲戒処分のための中央建築士審査会の同意を求める文書の一部開示決定に関する件	H19.1.19	437	不服申立書の争点が不明確であり、その確認に時間を要したため。	H20.6.17 取下げ

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	一級建築士の懲戒処分に関する文書の一部開示決定に関する件	H19.1.19	437	不服申立書の争点が不明確であり、その確認に時間を要したため。	H20.6.17 取下げ
	指定法人業務の状況に関する報告(研修会受講者数・苦情相談数)文書の一部開示決定に関する件	H19.1.22	434	担当部署が建築士法等法令の改正・施行準備業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	積算に用いる統一材料単価及び建築機械賃料の開示決定に関する件【第三者からの開示取消の申立て】	H19.1.25	431	第三者機関からの開示取消し申立てを受けたことから、慎重に担当整備局と検討する必要があるため。	
	積算に用いる統一材料単価及び建築機械賃料の開示決定に関する件【第三者からの開示取消の申立て】	H19.1.29	427	第三者機関からの開示取消し申立てを受けたことから、慎重に担当整備局と検討する必要があるため。	
	船員法窓口事務マニュアルに関する一部開示決定に関する件	H19.2.26	399	不服申立書に不備等があり(審査請求の理由等)、その確認等に(補正及び口頭意見陳述の手続き)に時間を要したため。	
	情報公開事務処理の手引き(標準様式)に関する件	H19.3.19	378	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要しているため。	H20.6.16 審査会へ諮問
	ホットラインステーション事案処理票に関する一部開示決定に関する件	H19.3.28	369	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	H20.6.27 取下げ
	情報公開事務処理の手引きの開示決定に関する件	H19.3.30	367	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申立てを受けていることから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があるため。	H20.6.16 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	横浜地裁 平成14年(行ウ)第16号 建築確認処分取消請求事件に関連して、特定指定確認検査機関から受けた文書の不開示決定に関する件	H19.4.28	338	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	用地買収における特定地番の「鑑定評価書」の不開示決定に関する件	H19.5.11	325	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	特定国道にかかる「道路工事施行承認申請書」及び「沿道掘削施工協議書」の一部開示に関する件	H19.6.3	302	道路法施行令改正の業務と重なり、著しく繁忙であったため。	
	特定ダム建設事業における「特定施設の登記簿謄本記載の所有権移転取り消し」に係る起案書の一式の不開示決定に関する件①	H19.6.19	286	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検討及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。	H20.6.6 審査会へ諮問
	特定ダム建設事業における「特定施設の登記簿謄本記載の所有権移転取り消し」に係る土地等売買の契約解除の書類一切の不開示決定に関する件②	H19.6.19	286	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検討及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。	H20.6.6 審査会へ諮問
	特定ダム建設事業における「特定施設の登記簿謄本記載の所有権移転取り消し」に係る用地交渉記録の一部不開示決定に関する件③	H19.6.19	286	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検討及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。	H20.6.6 審査会へ諮問
	指定確認検査機関指定申請書及び添付書類の一部不開示決定に関する件	H19.6.19	286	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	国と市との間で締結された国の用地買収業務の委託契約書の開示決定(文書特定)に関する件	H19.6.25	280	道路法施行令改正の業務と重なり、著しく繁忙であったため。	H20.6.6 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定の道路敷地境界協議確定書の一部不開示に関する件	H19.6.29	276	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。	H20.6.6 審査会へ諮問
	相模縦貫危険物処理に関する有識者委員会資料の開示決定に関する件	H19.7.10	265	開示可否を精査すべき情報が大量であり、検討に時間を要したため。	
	近畿運輸局総務部総務課長の業務引継ぎに係る一切の資料の不開示(不存在)決定に関する件	H19.9.15	198	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申し立てを受けていることから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があるため。	H20.6.16 審査会へ諮問
	特定日に国鉄から設立委員会に提出したJR採用候補者名簿の不開示(不存在)決定に関する件	H19.11.6	146	不存在の経緯について、事実関係の確認に多くの時間を要しているため。	
	特定の一般貨物自動車運送事業者に対する監査結果に係る起案文書中、「貨物自動車運送事業監査表」に係る不開示決定に関する件	H19.11.19	133	不服申立書に不備があり(趣旨に不明な点があり)、その審尋等に時間を要したため。	
防衛省	有事法制検討会議に係る全文書	H15.6.10	1756	異議申立てを受け審査会に諮問したが、その後、諮問を取下げ、新たに行政文書を特定することとしたものであり、当該行政文書の開示・不開示の判断に時間を要しているため。	

○今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けてから裁決・決定までに60日超を要したもの(資料11)

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
警察庁	都道府県警察が保有する個人情報の取扱いに関する不適切事例等について作成・取得した文書(平成15年度及び同16年度分)(2件)	H19.7.6	H20.2.21	230	答申内容の精査等、慎重な作業を行う必要があったため。
	「違法情報に関する通知について」等に関する文書(6件)	H19.10.16	H20.3.27	163	同様の不服申立が合計12件あり、関係する主管課も多数に及ぶことから関係各課との調整等、慎重な作業が必要であったことから、決定までに時間を要したため。
	インターネット・ホットラインセンターからの通知を受けた文書等について(6件)	H19.10.16	H20.3.27	163	同様の不服申立が合計12件あり、関係する主管課も多数におよぶことから関係各課との調整等、慎重な作業が必要であったことから、決定までに時間を要したため。
	高速道路における追尾式速度取締り要領について	H19.6.1	H19.9.6	97	他の情報公開案件等在处理する中、本件決定の事務処理に時間を要したため。
法務省	特定刑事施設の長が、公務所等に対し、現に収容されている受刑者に係る事項について照会等した文書等の不開示決定に関する件	H19.12.7	H20.2.12	67	他に審査継続中の不服申立案件を多数抱えていたことに加え、現処分を取り消す旨の答申を受けた裁決であり、検討に時間を要したため。
	特定刑事施設に係る被収容者身分帳簿の不開示決定に関する件	H19.12.7	H20.2.12	67	他に審査継続中の不服申立案件を多数抱えていたことに加え、現処分を取り消す旨の答申を受けた裁決であり、検討に時間を要したため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
法務省	特定日に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定に対して、「昨年福岡矯正管区に開示請求を行ったがトラブルになった。その経験に基づき事前に文書名、開示の可否、行政庁との打ち合せ、必要を感じたのでそのように実行しているが法務省関係は慣れていないためかとんでもない回答があるいは全く回答ない。従って役所のたたき台としてサンプルとして断って開示請求書に記入して問い合わせたものであり※※として受け付けたとの連絡がありその時も開示請求はしていないと断っている」旨の不服申立て(計10件)	H19.6.6	H19.8.23	78	同時期に多数の答申が重複したため。
	特定日に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定に対して、「全て関連があり法務省に開示請求している件と同一または関連があり手数料を支払っている」旨の不服申立て(計3件)	H19.6.20	H19.8.23	64	同時期に多数の答申が重複したため。
	矯正施設用電気設備工事標準図平成7年版の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.28	H19.6.20	327	通常業務繁忙のため、処理までに時間を費やしたものの。
外務省	在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議の記録(他2件、計3件)	H19.2.6	H19.4.12	65	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(特定期間)	H18.6.8	H19.6.1	358	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(特定期間)	H18.7.20	H19.6.13	328	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	日米同盟未来に関する特定文書全て	H19.7.6	H20.1.31	209	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	平成16年度(行情)答申第316号で特定された「文書2」(8件)及び「文書3」(8件)。	H19.2.26	H19.6.8	102	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(特定期間)	H18.7.20	H19.6.6	321	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	2006年3月31日付情報公開第00730号での開示対象文書の作定にかかる決裁関連文書全て	H18.12.12	H20.3.26	470	業務繁忙期であり、また、当初予定したよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外に時間を要したため。
	特定分野の研修資料	H18.12.12	H20.3.26	470	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立てに係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	特定ファイル(イラン・イラク・イスラエル関係)にある文書全て	H19.1.30	H19.4.13	73	イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の事務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。
文部科学省	療育手帳(知的障害判定分)実施判定に係る文書等の一部開示決定に関する件(文書の特定)(計11件)	H19.3.30	H19.8.24	147	答申を受けてから、異議申立人より、答申について問合せや資料請求があり、その説明や資料準備に時間を要したため
厚生労働省	特定放射線障害の業務上外に関する検討結果報告書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.10.11	H20.3.12	153	答申の趣旨(同種の案件についての先例答申の関係等)につき情報公開・個人情報保護審査会に照会を行っていたため。
	特定個人に係る特定委員会議事録の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H17.1.17	H20.3.21	1159	所管業務が著しく多忙であったため。
	再審査請求に係る特定地方自治体からの送付文書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H17.4.14	H20.3.31	1082	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定法人に係る特定技能養成施設設置計画書の一部開示決定に対して違法であるというもの	H19.3.8	H19.6.6	90	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定法人に係る特定技能養成施設設置計画書の一部開示決定に対して違法であるというもの	H19.3.8	H19.6.6	90	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定法人に係る特定技能養成施設設置計画書の一部開示決定に対して違法であるというもの	H19.3.8	H19.6.6	90	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定法人に係る特定技能養成施設設置計画書の一部開示決定に対して違法であるというもの	H19.3.8	H19.6.6	90	所管業務が著しく多忙であったため。
	クッキーフォルダ等の不開示決定(不存在等)に対して取り消しを求めるもの	H19.3.15	H19.12.27	287	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	特定学校法人が児童福祉法施行令により報告した内容が分かる文書の不開示決定(不存在)に対して文書は存在するというもの	H19.2.16	H19.6.1	105	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定医療機関に発行された労災保険指定医療機関非指定通知の指定しない理由の分かる文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.3.15	H19.10.16	215	答申後、裁決に向けた検討に時間を要したため。
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)時に鉱山保安監督部が実施した石塊提の検査のボーリング試験結果を記した報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.10	H19.9.4	421	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の平成10年11月以降の石塊提に付随している張石積、鍊石積、コンクリート擁壁の落成検査報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.31	H19.9.4	400	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の平成10年11月以降の石塊提の落成検査報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.31	H19.9.4	400	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、中心線及び側点番号等が記載されている平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	H19.9.4	370	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、縦断面図と平面図との関係性の正しい縦断面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	H19.9.4	370	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、横断面図と縦断面図の整合性がとれる平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	H19.9.4	370	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、縦断面図と横断面図の側点位置が同地点より始まっている縦断面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	H19.9.4	370	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、平面図と縦断面図の同地点より始まっている平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	H19.9.4	370	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、平面図と横断面図の同地点より始まっている平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	H19.9.4	370	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の石塊堤の昭和40年9月から12月までの使用前落成検査報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.9.4	H19.9.4	365	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設設置変更認可申請書(昭和35年提出)及び施設検査証の不開示決定(不存在)に関する件	H18.9.19	H19.9.4	350	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設変更認可申請書(昭和40年～47年)の不開示決定(不存在)に関する件	H19.2.5	H19.9.4	211	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の鉱山工事用図面・設計用図面・工事用設計明細書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.4.23	H19.9.14	144	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の構造図面、構造計算書、構造仕様書及び構造設計書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.4.23	H19.9.14	144	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場のコンクリート構造物等の詳細図面の不開示決定(不存在)に関する件	H19.5.21	H19.9.12	114	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の昭和37年の落成検査報告書(取水堰堤内クラックの検査結果含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H19.6.4	H19.9.12	100	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の昭和37年の落成検査報告書(全法面の被覆の厚みの検束数及び検束箇所数)の不開示決定(不存在)に関する件	H19.6.4	H19.9.12	100	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の昭和27年8月～昭和29年9月までの落成検査報告書(石塊提「提体材料」の検査結果含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H19.6.4	H19.9.12	100	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の昭和42年～平成10年の間における石塊提付随建造物の保安点検保安巡視の結果文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.6.4	H19.9.12	100	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	電気事業法による特定事業所の保安規程の一部開示決定に関する件	H19.8.30	H19.11.5	67	答申の後に生じうる影響等を慎重に検討の上、決定する必要があったため。
防衛省	防衛力の在り方検討会議の会議内容を記録した文書すべての不開示決定(不存在)に関する件	H18.12.20	H19.4.27	128	答申において特定すべきとされた行政文書の開示・不開示の判断に時間を要したため。
	「武器等の防護に関する訓令」等の一部開示決定に関する件	H19.5.25	H19.7.30	66	本事案に係る事務処理の他、所管業務が多忙であったため。
	「武器等の防護に関する内訓の運用について」等の一部開示決定に関する件	H19.5.25	H19.7.30	66	本事案に係る事務処理の他、所管業務が多忙であったため。
	「一般分析」(一般04-0266)等の一部開示決定に関する件	H19.8.2	H19.10.16	75	本事案に係る事務処理の他、所管業務が多忙であったため。
	「一般分析」(一般02-1)等の一部開示決定に関する件	H19.8.2	H19.10.16	75	本事案に係る事務処理の他、所管業務が多忙であったため。

○調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから既に60日超を経過しているもの(資料12)

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
内閣官房	「自衛隊が多国籍軍の中で活動する場合の活動のあり方に関する米国、英国との了解について」でいう「事前にそれぞれの政府部内で正式な検討」にかかわる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.8	1119	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条に基づく情報公開審査会への諮問及び第19条に基づく不服申立人への諮問の通知について」の一部開示決定に関する件(文書の特定)	H17.3.11	1116	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	WG-2第1回会合配布資料の不開示決定に関する件	H17.3.15	1112	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	WG-2第1回会合の会議議事概要の一部開示決定に関する件	H17.3.15	1112	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	WG-2第1回会合配布資料の不開示決定に関する件	H17.3.15	1112	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	平成16年3月5日付け閣副安危第98-1号から第98-11号までを分類・整理した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.15	1112	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	緊急事態に我が国が採るべき対応について関係省庁が検討・討議した会議議事録概要等の一部開示決定等に関する件	H17.3.29	1098	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
内閣官房	内閣広報官において国税庁における週休日の開庁について検討した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.4.18	1078	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	潜水艦による領海侵犯事案に係る事案関連地図等の一部開示決定に関する件	H17.6.28	1007	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	第3回国防会議関係資料の不開示決定に関する件	H17.10.12	901	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	「我が国の国際平和協力の在り方についての検討状況」の不開示決定に関する件	H18.2.7	783	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	「国際平和協力において自衛隊が実施する安全確保任務について」の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H18.5.16	685	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	有事法制第3分類に関する文書の不開示決定に関する件	H18.12.19	468	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	特定新聞が報じた日本の核政策に関する基礎的研究に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.3.15	382	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
警察庁	警視庁等に係る総理府所管一般会計の計算証明書類のうち支出証拠書類等の一部開示決定に関する件(6件)	H18.10.17	532	答申の内容に沿った決定をするに当たり、文書が大量でありその精査、確認作業に時間を要しているため。	
法務省	拘置所D棟2階、同3階の第二種独居内に設置されている特殊な畳「プラスマット富士」等の畳内部の構造上の全てが分かる図面、仕様書、設計図などの文書	H19.3.30	367	通常業務繁忙のため、処理までに時間を費やしているもの。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	特定元職員の在職中の特定会計経費に関する文書(他2件、計3件)	H16.4.20	1441	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	特定期間の特定会計経費に関する一切の文書	H16.5.18	1413	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1996年度の特定会計経費について(他4件、計5件)	H16.7.27	1343	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	特定会計経費に関する特定期間におけるガイドライン	H16.3.31	1461	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1996年度の特定会計経費支出(他4件、計5件)	H16.3.31	1461	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	特定期間の在外公館長赴任に関する贈呈品購入等(他4件、計5件)	H16.3.9	1483	大量請求案件で、開示部分の変更があり、実施文書作成に特に時間を要しているほか、他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	平成12年2月及び3月に支出された特定会計経費等	H16.5.18	1413	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1997年3月の特定公館における特定会計経費(他2件、計3件)	H16.3.9	1483	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	北方領土関係文書	H16.6.22	1378	決定により生じる可能性のある影響を含め慎重に検討の上、決定する必要があるため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	特定会計経費支出に関する文書(他1件、計2件)	H16.4.20	1441	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	特定年度における特定公館の特定会計経費支出資料(計2件、計3件)	H16.2.10	1511	大量請求案件で、開示部分の変更があり、実施文書作成に特に時間を要しているほか、他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1958年10月の岸首相、藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談記録(他1件、計2件)	H18.4.21	710	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	「イラク 大量破壊兵器」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交-対中東外交(中近東第二課所掌分)-イラク情勢/外交[作成(取得)時期]1993年10月01日[保存期間]30年[作成者]中東アフリカ局中東第二課(他1件、計2件))	H18.7.20	620	答申の趣旨(同種の複数の案件について内容が相互に異なる答申が出された。)を情報公開・個人情報保護審査会に照会した結果等を踏まえ、慎重に検討する必要があるため。	H.20.7.9裁決・決定
	「イランのミサイル開発(北朝鮮との関係)」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交-対中東外交(中近東第二課所掌分)-イラン情勢/外交[作成(取得)時期]1993年06月01日[保存期間]30年[作成者]中東アフリカ局中東第二課 *開示対象文書は情報公開第00572号(2003年2月25日)と同じ。	H18.7.20	620	答申の趣旨(同種の複数の案件について内容が相互に異なる答申が出された。)を情報公開・個人情報保護審査会に照会した結果等を踏まえ、慎重に検討する必要があるため。	H.20.7.9裁決・決定
	平成15年(行情)諮問第569号における対象文書	H19.8.10	234	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H17.12.8	844	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の養護施設、救護院での体罰報告書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H17.3.31	1096	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定施設での体罰報告書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H17.3.31	1096	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定施設における特定事故の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H16.11.19	1228	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定施設における無断外出顛末の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H16.11.20	1227	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定職業安定所の雇用保険被保険者離職票(特定年月日、特定番号)の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H18.2.23	767	所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.29裁決
	特定年度に特定労働局が法違反で企業名を公表した資料の全部開示決定に対して対象文書が他にも存在するとして開示を求めるもの	H19.11.15	137	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定証書番号に係る年金給付決定関係文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.11.22	130	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	H20.6.6裁決
特定企業の労働者派遣法臨検調査の指導記録の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.11.9	873	所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.8裁決	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定個人が依頼した派遣法違反の調査及び是正指導内容の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H18.4.19	712	所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.8裁決
	労働者派遣法違反の調査及び是正指導内容の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H17.12.21	831	所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.8裁決
	特定住宅工事新築工事に対する苦情が分かる文書の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H18.3.15	747	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定学校法人の指定保育士養成施設指定申請書等の文書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.18	195	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定センターのホームページに関して監督官庁が委託している内容を示す文書等の一部開示決定に対して他の文書の開示を求めるもの	H20.1.24	67	答申後、決定に向けた検討に時間を要したこと。	H20.4.7決定
防衛省	平成13年12月から平成14年3月までの護衛艦くらまの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H19.10.16	167	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	
	平成13年12月から平成14年3月までの護衛艦きりさめの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H19.10.16	167	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	
	平成13年12月から平成14年4月までの護衛艦さわぎりの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H19.10.16	167	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	
	平成13年12月から平成14年4月までの補給艦とわだの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H19.10.16	167	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	
	平成13年11月及び12月の掃海母艦うらがの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H19.10.16	167	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	

○情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料13)

<第1審>

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
宮内庁	東京地裁	18(行ウ)352	宮内庁長官	H19.12.7	<不作為の違法確認等請求事件> 侍従職事務日誌(昭和25・26年)のうち、一部については決定をしたが、その後長期間にわたり、残りの文書について開示決定等をしなかったために、精神的苦痛を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づき慰謝料の支払いを求めたもの。	請求棄却	判決確定
総務省	東京地裁	18(行ウ)1 18(行ウ)33	総務大臣	H19.4.25	<異議申立棄却決定取消請求事件> <追加的併合事件> 行政相談関係書類について、法第5条第1号及び第6号により部分開示とした処分及び決定の取消しを求めたもの。	訴え却下 請求棄却	原告控訴 東京高裁19(行コ)181
	大阪地裁	19(行ウ)83	総務大臣	H19.8.30	<行政文書不開示決定処分取消等請求事件> 政治団体の平成18年分収支報告書の開示請求について、総務大臣が同報告書の要旨を公表する前の開示決定を行わない旨の処分の取り消しを求めたもの。	訴え却下 請求棄却	判決確定
法務省	東京地裁	17(行ウ)298	大阪矯正管区長	H20.1.18	<行政文書不開示決定処分取消請求事件> 大阪拘置所の死刑場に関する凶面の開示請求について、法5条4号により一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 東京高裁20(行コ)50
	東京地裁	17(行ウ)421	大阪矯正管区長	H20.3.28	<行政文書不開示処分取消請求事件> 「死刑執行指揮書」、「死刑執行速報」及び「死刑記録」の一部不開示決定の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
		17(行ウ)422	法務大臣				

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
検察庁	神戸地裁	18(行ウ)51	検事総長	H19.7.13	<p>&lt;裁決取消請求事件&gt;  請求者は、自己が告訴した事件記録が保存期間満了により廃棄されていると聞き、同告訴事件の行方を知るため、神戸地検に対し、上記事件に関する文書の開示請求をなした。  同請求に対し、神戸地検が不開示決定(存否応答拒否)したことから、最高検に対し、不服申立て(審査請求)をしたものの、最高検が棄却裁決をしたため、神戸地裁に裁決取消請求したものの。</p>	訴え却下	判決確定
外務省	東京地裁	18(行ウ)703	外務大臣	H19.12.26	<p>&lt;公文書不開示決定処分取消等請求事件&gt;  1951年10月の日韓会談開始以前の準備作業から1965年の第7次会談までに行われた本会議及び委員会の会議録・関連資料、日本政府が作成した公文書の開示請求に対して、外務大臣が2年間の延長を決定したことに対する不作為の違法性確認及び関連文書の開示の義務付け、並びに不開示部分があったことから受けた精神的被害に対する国家賠償を求めたもの。</p>	請求一部認容	被告控訴 東京高裁20(行コ)41 平成20年6月5日に 一審原告取下げにより 訴訟終了
	仙台地裁	13(行ウ)12	外務大臣	H20.3.11	<p>&lt;行政文書非開示処分取消請求事件&gt;  在外公館における報償費の支出に関する文書について、法第5条3号及び6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。</p>	請求一部認容	双方控訴 仙台高裁20(行コ)11
	東京地裁	18(行ウ)694	外務大臣	H19.9.20	<p>&lt;公文書非公開処分取消請求事件&gt;  特定国会議員に対して在外公館が行った会合の支出関連文書について、法5条3号及び6号により不開示(存否応答拒否)とした処分の取消しを求めたもの</p>	請求認容	被告控訴 東京高裁19(行コ)345

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
国税庁	東京地裁	18(行ウ)741	青梅税務署長	H19.7.12	<行政文書不開示決定処分取消請求事件> 「相続税法第49条の規定による申告書記載事項の公示(平成16年1月1日から12月31日迄の公示を開示した分)」について、法第5条第1号により全部不開示とした処分の取消しを求めたもの	請求棄却	原告控訴 東京高裁19(行コ)259
	東京地裁	16(行ウ)428	東京国税局長	H19.8.28	<行政文書不開示決定処分取消請求事件> 「特定法人の实地調査事案綴り」について、法第5条第2号イ及び第6号により全部不開示とした処分の取消しを求めたもの	請求棄却	原告控訴 東京高裁19(行コ)307
	東京地裁	17(行ウ)246	東京国税局長				
厚生労働省	東京地裁	18(行ウ)700	千葉労働局長	H19.7.11	<行政文書不開示決定取消請求事件> 司法処理基準について基準番号とその内容、処理方法等を定めている文書について、法第5条第4号及び6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	訴え却下	判決確定
	東京地裁	19(行ウ)192	千葉労働局長	H19.11.16	<行政文書一部不開示決定取消請求事件> 監督復命書中、重措置内容欄等を法第5条第1号、2号イ、4号及び6号により一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
	東京地裁	19(行ウ)382	大阪労働局長	H20.1.25	<行政文書一部不開示決定取消請求事件> 監督復命書の労働保険番号、事業の名称等を法第5条第1号、2号イ、4号及び6号により一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
	東京地裁	19(行ウ)561	厚生労働大臣	H20.1.15	<行政文書一部不開示決定取消請求事件> 司法事件情報一覧中、送検事由等の欄を法第5条第1号、2号イ、4号及び6号により一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
社会保険庁	東京地裁	18(行ウ)151	東京社会保険事務局長	H19.4.20	<行政文書一部不開示決定取消請求事件> 社会保険中央総合病院大久保看護婦宿舎建て替えに係る電波障害対策報告書等について、法第5条第1号により一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。	訴え却下	判決確定
農林水産省	広島地裁	18(行ウ)20	農林水産大臣	H19.12.6	<文書不開示処分取消及び文書開示処分請求事件> 特定会社が作成した「同意書発行者移転の件」と題する書式一式について、法第8条(存否応答拒否)により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	訴え却下	判決確定

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
経済産業省	東京地裁	17(行ウ)363	関東経済産業局長	H19.9.28	<行政文書不開示決定処分取消等請求事件> 省エネ法に基づくエネルギー使用状況に関する定期報告書のうち、燃料の使用量等を法第5条第2号イにより不開示とした処分の取消を求めたもの。	請求認容	被告控訴 東京高裁19(行コ)357
国土交通省	大阪地裁	15(行ウ)92	国土交通大臣	H19.6.29	<公文書一部不開示決定取消請求事件> 建築基準法第77条の35に基づく命令に関する決裁文書について、法第5条第1号、同条第6号イ及び柱書きにより不開示とした処分の取り消しを求めたもの。	請求一部認容	判決確定
	大阪地裁	15(行ウ)93	国土交通大臣	H19.6.29	<公文書一部不開示決定取消請求事件> 建築基準法第77条の30に基づく命令に関する報告書について、法第5条第2号イ及び同条第6号柱書きにより不開示とした処分の取り消しを求めたもの。	請求一部認容	判決確定
	東京地裁	18(行ウ)630	国土交通大臣	H19.9.4	<行政文書不開示処分取消等請求事件> 社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会の議事録(発言者名入り)及び録音テープの不存在により不開示とした処分の取り消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 19(行コ)312
	釧路地裁	19(行ウ)5	北海道運輸局長	H20.3.25	<公文書一部非公開決定取消等請求事件> 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更届出書(事業の休止届出書)及び特定自動車登録番号に係る継続検査に係る申請書類の法第5条第1号及び同条第2号イにより不開示とした処分の取り消しを求めたもの。	訴え却下	判決確定
防衛省	名古屋地裁	18(行ウ)65	防衛大臣(防衛庁長官から承継)	H19.4.26	<文書開示等請求事件> イラク復興支援派遣輸送航空隊の運航実績等が記載された「週間空輸実績」について、その一部が法第5条第3号に該当するとする一部開示決定処分の取消しを求めたもの。	取消しを求める部分を棄却、その余の部分を却下	原告控訴 名古屋高裁19(行コ)20

<控訴審>

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
金融庁	東京高裁	19(行コ)87	金融庁長官	H19.6.27	<公文書非開示決定処分取消請求控訴事件> 金融機関の検査結果通知に対する改善状況報告書について、法第5条1号、2号イ、6号イにより不開示とした処分の取消しを求めたもの。	控訴棄却	判決確定
総務省	東京高裁	19(行コ)181	総務大臣	19.11.13	<異議申立棄却決定取消請求事件、追加的併合事件> 行政相談関係書類について、法第5条第1号及び第6号により部分開示とした処分及び決定の取消しを求めたもの。	控訴棄却	判決確定
法務省	東京高裁	19(行コ)22	法務大臣	H19.5.30	<裁決取消等請求控訴事件> 行政文書の開示実施手数料の免除申請に係る審査請求を棄却した裁決には審理不尽又は裁量権の逸脱濫用の違法があるとして、裁決の取消し及び慰謝料の支払いを求めたもの。	控訴棄却	判決確定
	東京高裁	19(行コ)120	法務大臣	H19.12.20	<行政文書不開示決定処分取消請求控訴事件> 司法試験委員会会議の録音テープ、同会議の発言者名のわかる議事を記録した文書について、行政文書として保有していないとして不開示とした処分の取消しを求めたもの。	控訴棄却	控訴人上告 最高裁20(行ツ)122 控訴人上告受理申立て 最高裁20(行ヒ)130
外務省	東京高裁	18(行コ)99	外務大臣	H20.1.31	<行政文書不開示処分取消請求控訴事件> 在外公館における報償費の支出に関する文書について、法第5条3号及び6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求一部認容	双方上告 最高裁20(行ツ)130 最高裁20(行ヒ)140 最高裁20(行ヒ)141

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
国税庁	東京高裁	19(行コ)259	青梅税務署長	H19.10.11	<行政文書不開示決定処分取消請求控訴事件> 「相続税法第49条の規定による申告書記載事項の 公示(平成16年1月1日から12月31日迄の公示を 開示した分)」について、法第5条第1号により全部 不開示とした処分の取消しを求めたもの。	控訴棄却 (贈与税公示 部分一部却 下有)	控訴人上告 最高裁19(行サ)177
厚生労働省	東京高裁	19(行コ)67	厚生労働大臣	H19.11.16	<行政文書一部不開示決定取消請求事件> 医薬品イレッサの承認申請資料について、法第5 条第1号及び2号イにより一部不開示とした処分の 取消しを求めたもの。	控訴棄却	控訴人上告 最高裁19(行ノ)167
経済産業省	大阪高裁	19(行コ)19	近畿経済産業 局長	H19.10.19	<行政文書不開示決定処分取消等請求事件> 省エネ法に基づくエネルギー使用状況に関する定 期報告書のうち、燃料の使用量等を法第5条第2 号イにより不開示とした処分の取消しを求めたもの。	処分取消につ いては控訴棄 却。 開示決定の 義務付けにつ いては却下。	控訴人上告 最高裁19(行サ)51 最高裁19(行ノ)48
	名古屋高裁	18(行コ)34	中部経済産業 局長	H19.11.15	<行政文書不開示決定処分取消等請求事件> 省エネ法に基づくエネルギー使用状況に関する定 期報告書のうち、燃料の使用量等を法第5条第2 号イにより不開示とした処分の取消しを求めたもの。	控訴認容	被控訴人上告 最高裁19(行ノ)11 最高裁20(行ヒ)67
国土交通省	東京高裁	19(行コ)312	国土交通大臣	H20.1.24	<行政文書不開示処分取消等請求控訴事件> 社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方 針検討小委員会の議事録(発言者名入り)及び録 音テープの不存在により不開示とした処分の取り 消しを求めたもの。	控訴棄却	判決確定
防衛省	名古屋高裁	19(行コ)20	防衛大臣(防衛 庁長官から承 継)	H19.11.14	<文書開示等請求訴訟事件> イラク復興支援派遣輸送航空隊の運航実績等が 記載された「週間空輸実績」について、その一部が 法第5条第3号に該当するとする一部開示決定処 分の取消しを求めたもの。	控訴棄却	控訴人上告 名古屋高裁19(行サ) 13 控訴人上告受理申立 名古屋高裁19(行ノ) 12

<上告審>

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
法務省	最高裁	19(行ヒ)139	法務大臣	H19.6.19	<行政文書不開示決定取消請求控訴事件> 平成17年度司法試験第二次試験口述試験に関する(1)問題、(2)想定問答集((1)の問題に対する模範解答、受験者の想定される回答、学説・判例を記載したもの)について、行政文書として作成し、又は取得しておらず、保有していないとして不開示とした処分の取消しを求めたもの。	申立て不受理	
公安調査庁	最高裁	18年(行ツ)54 18年(行ヒ)61	仙台公安調査局長	H19.12.17	<文書不開示処分取消請求上告、上告受理事件> 東北公安調査局における平成11年度分の調査活動費の支出に係る文書について、法5条1号、4号、6号に該当することを理由に不開示とした処分の取消しを求めた事件の上告審。	上告棄却 申立て不受理	
国税庁	最高裁	19(行サ)177	青梅税務署長	H20.3.27	<行政文書不開示決定処分取消請求上告等事件> 「相続税法第49条の規定による申告書記載事項の公示(平成16年1月1日から12月31日迄の公示を開示した分)」について、法第5条第1号により全部不開示とした処分の取消しを求めたもの。	上告棄却	